

都区の事務配分に関する検討状況

(第28回都区のあり方検討委員会幹事会まで)

H23.1.19 現在

| 区分 | 検討対象項目 | 方向性整理 | | | | | | 検討対象外と整理 |
|--|--------|-------|-----------|-----------|-------|-------------|-----|----------|
| | | | 区 | 役割の検討 | 是非の検討 | 都 | その他 | |
| 1 法令に基づく事務 | 336 | 270 | <5> 53 | <2> 30 | 64 | 122 | 1 | 66 |
| ① 一般には市に属する事務で、法令により都が処理することとされている事務 | 6 | 6 | | | 5 | | 1 | |
| ② 建築主事設置市及び保健所設置市の事務で、法令により都が処理することとされている事務 | 6 | 6 | 1 | | 5 | | | |
| ③ 法律により一定の要件を満たす市が処理できるとされている事務で、特別区は一定の要件を満たす市には含まれているものの、政令により具体の指定を受けていない事務 | 11 | 9 | 7 | | 2 | | | 2 |
| ④ 法律により一定の要件を満たす市が処理できるとされている事務で、特別区は一定の要件を満たす市には含まれていないもの | 92 | 78 | <5> 34 | <2> 22 | 22 | | | 14 |
| ⑤ 府県事務で、他府県において事務処理特例制度により市が処理している事務 | 77 | 51 | 8 | 8 | 19 | 16 | | 26 |
| ⑥ 上記以外の府県事務 | 144 | 120 | 3 | | 11 | 106 | | 24 |
| 2 任意共管事務 | 108 | 99 | | | 37 | <10> 62 | | 9 |
| 合計 | 444 | 369 | <5> 53 | <2> 30 | 101 | <10> 184 | 1 | 75 |

(注)・< >の数字は、「是非の検討」とした事務を含む項目の数を内書き。

- ・「区」は、「区へ移管する方向で検討する」と整理した事務。
- ・「役割の検討」は、「都区の役割を見直す方向で検討する」と整理した事務。
- ・「是非の検討」は、「都区の役割の見直しの是非を引き続き検討する」と整理した事務。
- ・「都」は、「都に残す方向で検討する」と整理した事務。
- ・「その他」は、「税財政制度のあり方」に係る課題として整理した事務。

《 法 令 事 務 》

この資料は、平成19年11月の第7回幹事会から平成21年7月の第22回幹事会までの検討と、平成23年1月の第28回幹事会で検討された「法令事務（①～⑥の事務：法令により実施主体が定められている事務）」336項目について、検討結果の概要を取りまとめたものです。

（参考）都の局別検討状況

| 所管 | 計 | | | | | | |
|----------------|-----|----|----|----|-----|-----|-----|
| | | 区 | 役割 | 是非 | 都 | その他 | 対象外 |
| 青少年・治安対策本部 | 1 | | | | | | 1 |
| 総務局 | 11 | | 2 | 1 | 7 | | 1 |
| 財務局 | 1 | | | | | | 1 |
| 主税局 | 2 | | | | | 1 | 1 |
| 生活文化局(スポーツ振興局) | 22 | 3 | | 7 | 11 | | 1 |
| 都市整備局 | 57 | 10 | 10 | 12 | 14 | | 11 |
| 環境局 | 47 | 8 | 1 | 13 | 18 | | 7 |
| 福祉保健局 | 90 | 22 | 1 | 17 | 37 | | 13 |
| 産業労働局 | 57 | 4 | 1 | 8 | 23 | | 21 |
| 中央卸売市場 | 2 | | | 1 | 1 | | |
| 建設局 | 23 | 1 | 15 | | 3 | | 4 |
| 港湾局 | 3 | | | | 1 | | 2 |
| 水道局 | 1 | | | 1 | | | |
| 下水道局 | 1 | | | 1 | | | |
| 教育庁 | 13 | 5 | | 1 | 5 | | 2 |
| 選挙管理委員会事務局 | 1 | | | 1 | | | |
| 東京消防庁 | 1 | | | 1 | | | |
| 警視庁 | 3 | | | | 2 | | 1 |
| 合 計 | 336 | 53 | 30 | 64 | 122 | 1 | 66 |

次頁以降の網掛けの色の分類

- 1 「水色」は、「区へ移管する方向で検討する」と整理した事務。
- 2 「紫色」は、「都区の役割を見直す方向で検討する」と整理した事務。
- 3 「黄色」は、「都区の役割の見直しの是非を引き続き検討する」と整理した事務。
- 4 「緑色」は、「都に残す方向で検討する」と整理した事務。
- 5 「橙色」は、「税財政制度のあり方」に係る課題として整理した事務。
- 6 「赤色」は、「検討対象外」として整理した事務。

| 事務名 | | 事業概要 | 所管局 | 幹事会 | 評価 | | |
|-------------------------------------|--|--|-------|-----------------|----|----|----|
| | | | | | 都 | 区 | 結果 |
| 1 法令に基づく事務 | | | | | | | |
| ①一般には市に属する事務で、法令により都が処理することとされている事務 | | | | | | | |
| ① - 1 | 都市計画決定に関する事務(特定街区で面積が1haを超えるものなど) (都市計画法、同法施行令) | | 都市整備局 | 8回 14回 | | | |
| 1 | (1) 大規模な特定街区に関する都市計画決定 | 特定街区で面積が1haを超えるものに関する都市計画決定を行う。 | | | 都 | 区 | 是非 |
| | (2) 水道等に関する都市計画決定 | 水道、電気供給施設、ガス供給施設、下水道、市場及びと畜場に関する都市計画決定を行う。 | | | 都 | 区 | 是非 |
| | (3) 大規模な再開発等促進区を定める地区計画等に関する都市計画決定 | 再開発等促進区を定める地区計画又は沿道再開発等促進区を定める沿道地区計画でそれぞれの促進区的面積が3ヘクタールを超えるものについて都市計画決定を行う。 | | | 都 | 区 | 是非 |
| ① - 2 | 上水道の設置・管理に関する事務 (水道法) | | 水道局 | 7回 8回 22回 | | | |
| 1 | (1) 取水・導水・浄水施設などの設置・維持管理などに関する事務 | <水源～給水所> ○水道水源林の管理○水源施設の設置・管理○取水・導水施設の設置・管理○浄水場の設置・管理○送水施設の設置・管理○水質管理(水源・浄水場) *水道法で規定する水道用水供給事業に関する事務を想定 <給水所～家庭など> ○給水所の設置・管理○配水施設の設置・管理○給水装置の検査○水質管理(給水栓)○水道の使用にかかる受付(開始・中止)○使用水量の算定○水道料金、下水道料金の徴収 *水道法で規定する水道事業(上記の取水・導水・浄水施設の設置・維持管理などに関する事務を除く)に関する事務を想定 | | | 都 | 都区 | 是非 |
| | (2) 配水施設などの設置・維持管理、料金徴収などに関する事務 | | | | 都 | 区 | 是非 |
| ① - 3 | 公共下水道の設置・管理に関する事務 (下水道法、地方自治法の一部を改正する法律) | | 下水道局 | 7回 8回 22回 | | | |
| 1 | (1) 住民の用に供する下水道(枝線管きよなど)の設置・管理に関する事務 | <家庭など～幹線管きよ> ○下水道(枝線管きよなど)の設置・管理・下水道の再構築、浸水対策、合流式下水道の改善を含む○排水設備に関する事務○再生水事業○水質規制事務○汚水排出量の認定○下水道料金の徴収 *下水道法で規定する流域関連公共下水道に関する事務を想定 <幹線管きよ～水再生センター> ○幹線管きよなどの設置・管理○ポンプ所の設置・管理○水再生センターの設置・管理○再生水供給施設の設置・管理○地球温暖化対策 *下水道法で規定する流域下水道に関する事務を想定 | | | 都 | 区 | 是非 |
| | (2) 幹線管きよなど・終末処理場の設置・管理に関する事務 | | | | 都 | 区 | 是非 |
| ① - 4 | 感染症の予防・まん延防止に関する事務 (感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律) | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、感染症を予防し、まん延を防止するため、生活用水の使用・給水と制限又は禁止した場合における生活用水の供給の事務を行う。 | 福祉保健局 | 8回 22回 | 都 | 区 | 是非 |

(注) 「結果」欄の「役割」は「都区の役割を見直す方向で検討」と方向性を整理したもの
また「是非」は「都区の役割の見直しの是非を引き続き検討」と方向性を整理したもの

| 事務名 | | 事業概要 | 所管局 | 幹事会 | 評価 | | |
|---|---|--|-------|-----------|----------------------------|---|----|
| | | | | | 都 | 区 | 結果 |
| ① - 5 | 消防に関する事務 (消防組織法) | | 東京消防庁 | 22回 | | | |
| 1 | (1) 消防本部に関する事務 | 消防法、消防組織法に基づき、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減する。 (1) 消防本部は、消防団の事務を除き、消防事務を統括する機関である。 (2) 消防署は、火災の予防、警戒、鎮圧、その他災害の防除及び災害による被害の軽減の活動を第一線に立って行う機関である。 (3) 消防団は、主として火災の予防、警戒、鎮圧、その他災害の防除及び災害による被害の軽減の活動に従事する、自らの意思で参加した住民有志により組織されている公的機関である。 | | | | 区 | |
| | (2) 消防署に関する事務 | | | | 都 | 区 | 是非 |
| | (3) 消防団に関する事務 | | | | | | 区 |
| ① - 6 | 固定資産税、市町村民税法人分、特別土地保有税、都市計画税及び事業所税の賦課徴収に関する事務 (地方税法) | | 主税局 | — | 「税財政制度のあり方」に係る課題として整理したもの。 | | |
| ②建築主事設置市及び保健所設置市の事務で、法令により都が処理することとされている事務 | | | | | | | |
| ② - 1 | 延床1万㎡超の建築物にかかる建築確認等の事務 (建築基準法、同法施行令) | | 都市整備局 | 8回 14回 | | | |
| 1 | (1) 延べ面積が1万㎡を超える建築物等に係る建築主事の手続 | 延べ面積が1万㎡を超える建築物及び法律等により都知事の許可を必要とする建築物又は工作物に係る建築主事の手続を行う。 | | | 都 | 区 | 是非 |
| | (1) 延べ面積が1万㎡を超える建築物等に係る特定行政庁の手続 | 都の建築主事の確認対象となる建築物等に係る特定行政庁の手続を行う。 | | | 都 | 区 | 是非 |
| 2 | (2) 中間検査に係る特定工程の指定 | 中間検査を要する工事の工程の指定を行う。 | | | 都 | 区 | 是非 |
| | (3) 特殊建築物の敷地の位置の許可 | 卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置の許可を行う。 | | | 都 | 区 | 是非 |
| | (4) 用途地域の指定のない区域内の建築物に係る建築制限 | 用途地域の指定のない区域内の建築物の容積率、建ぺい率及び各部分の高さの指定を行う。 | | | 都 | 区 | 是非 |
| | (5) 特例容積率の限度の指定等 | 住宅用途を含む建築物の容積率の緩和及び特例容積率適用地区内における建築物の特例容積率の限度の指定を行う。 | | | 都 | 区 | 是非 |
| | (6) 被災市街地における建築制限等 | ①被災市街地における建築制限及び ②非常災害時の仮設建築物に対する制限緩和の対象区域の指定を行う。 | | | 都 | 区 | 是非 |
| ② - 2 | 食品衛生に関する事務(花き市場除く) (食品衛生法、地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律、地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う特別区の事務等に関する経過措置に関する政令) | 市場内に流通する鮮魚介類、加工品、青果物等の安全確保を目的として、違反食品や不良食品の製造・流通を防止するため、監視指導・検査などを行う。 | 福祉保健局 | 8回 21回 | 都 | 区 | 是非 |
| ② - 3 | 狂犬病予防員の設置、犬の登録、犬の捕獲などの事務 (狂犬病予防法、地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律、地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う特別区の事務等に関する経過措置に関する政令) | 狂犬病の発生を予防し、そのまん延を防止し、及びこれを撲滅することにより、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図るため、犬の抑留処分又は狂犬病発生時の犬のけい留命令、けい留されていない犬の棄殺等の措置を行う。 | 福祉保健局 | 8回 21回 | 区 | 区 | 区 |

(注) 「結果」欄の「役割」は「都区の役割を見直す方向で検討」と方向性を整理したもの
また「是非」は「都区の役割の見直しの是非を引き続き検討」と方向性を整理したもの

| 事務名 | | 事業概要 | 所管局 | 幹事会 | 評価 | | |
|--|-----|--|-------|-----------|----|---|----|
| | | | | | 都 | 区 | 結果 |
| ② | - 4 | 特定建築物に関する届出受理などの事務 (建築物における衛生的環境の確保に関する法律、地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律、地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う特別区の事務等に関する経過措置に関する政令) | 福祉保健局 | 8回 21回 | 都 | 区 | 是非 |
| ② | - 5 | と畜場の規制に関する事務 (と畜場法) | 福祉保健局 | 8回 21回 | 都 | 区 | 是非 |
| ② | - 6 | 引取業者の登録などに関する事務 (使用済自動車の再資源化等に関する法律) ※⑥-33から区分変更 | 環境局 | 21回 | 都 | 区 | 是非 |
| ③法律により一定の要件を満たす市が処理できることとされている事務で、特別区は一定の要件を満たす市には含まれているものの、政令により具体の指定を受けていない事務 | | | | | | | |
| ③ | - 1 | 特定計量器に係る定期検査、勧告などに関する事務 (計量法) | 生活文化局 | 11回 | | | |
| | 1 | (1) 特定計量器に係る定期検査に関する事務 | | | 区 | 区 | 区 |
| | | (2) 勧告などに関する事務(立入検査) | | | 区 | 区 | 区 |
| ③ | - 2 | 汚水等を排出する特定施設の設置届の受理などに関する事務 (水質汚濁防止法) | 環境局 | 11回 | 区 | 区 | 区 |
| ③ | - 3 | ばい煙の排出の規制及び粉じんに関する規制などに関する事務(工場に係るものを除く) (大気汚染防止法) | 環境局 | 11回 | 区 | 区 | 区 |
| ③ | - 4 | 公害防止統括者等の届出の受理などに関する事務 (特定工場における公害防止組織の整備に関する法律) | 環境局 | 11回 | 区 | 区 | 区 |
| ③ | - 5 | ダイオキシン類を発生する特定施設の設置届の受理などに関する事務 (ダイオキシン類対策特別措置法) | 環境局 | 11回 | 区 | 区 | 区 |
| ③ | - 6 | 土壌汚染状況調査の実施の命令などに関する事務 (土壌汚染対策法) | 環境局 | 11回 | 区 | 区 | 区 |
| ③ | - 7 | 犬及びねこの引取りに関する事務 (動物の愛護及び管理に関する法律) | 福祉保健局 | 11回 | 区 | 区 | 区 |

(注) 「結果」欄の「役割」は「都区の役割を見直す方向で検討」と方向性を整理したもの
また「是非」は「都区の役割の見直しの是非を引き続き検討」と方向性を整理したもの

| 事務名 | | 事業概要 | 所管局 | 幹事会 | 評価 | | | |
|--|------|--|--|-------|-----|-----|----|----|
| | | | | | 都 | 区 | 結果 | |
| ③ | - 8 | 診療報酬の審査及び支払などに関する事務 (公害健康被害の補償等に関する法律) | 疾病の認定、療養の給付、診療報酬の審査・支払に関する事務を行う。 | 福祉保健局 | 19回 | 対象外 | | |
| ③ | - 9 | 対象建設工事受注者に対する特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施に関する助言又は勧告などに関する事務 (建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律) | | 環境局 | 15回 | | | |
| 1 | (1) | 対象建設工事受注者に対する特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施に関する助言又は勧告などに関する事務 | 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき、対象建設工事における特定建設資材廃棄物の再資源化等の適正な実施が行われるように、①発注者からの申告の受付、②工事受注者への助言又は勧告、③工事受注者への命令、④工事受注者に対する報告徴収、⑤工事現場等への立入検査に係る事務を行う。 | | | 都 | 区 | 是非 |
| 2 | (1) | 対象建設工事受注者などに対する特定建設資材の分別解体等の実施に関する助言又は勧告などに関する事務 | 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき、特定の建設資材について、その分別解体等の適正な実施が行われるように、①対象建設工事の届出及び通知の受理、②工事受注者などへの助言又は勧告、③工事受注者などへの命令、④工事受注者などに対する報告徴収、⑤工事現場等への立入検査に係る事務を行う。 | | | 都 | 区 | 是非 |
| ③ | - 10 | (事務を特定する政令が定められていない) (特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法) | ※事務を特定する政令が定められておらず、対象となる事務がない。 | 環境局 | 19回 | 対象外 | | |
| ③ | - 11 | (事務を特定する政令が定められていない) (屋外広告物法) | ※「④-19」と一体的に評価 | 都市整備局 | 12回 | 都 | 区 | 是非 |
| ④法律により一定の要件を満たす市が処理できることとされている事務で、特別区は一定の要件を満たす市には含まれていないもの | | | | | | | | |
| ④ | - 1 | 児童相談所設置など児童福祉に関する事務 (児童福祉法、少年法、児童虐待の防止等に関する法律) | | 福祉保健局 | 13回 | | | |
| 1 | (1) | 児童福祉に関する審議会その他合議制の機関(児童福祉審議会)の設置に関する事務 | 児童福祉法第8条第1項に基づき設置した東京都児童福祉審議会の運営 ①知事の諮問に答えること②調査審議した事項について、関係行政機関に意見を具申すること③個々の児童福祉行政に関し意見を述べること④児童福祉文化財につき推薦、勧告すること | | | 都 | 区 | 是非 |
| 2 | (1) | 児童相談所設置などに関する事務 | 児童福祉法、少年法、児童虐待の防止等に関する法律に基づき、児童相談所の設置を行い、18歳未満の児童に関する相談及び市町村支援に関する事務を行う。 | | | 区 | 区 | 区 |
| 3 | (1) | 里親の認定などに関する事務 | 児童福祉法に基づき、里親希望者に対し、里親として適当であるかを調査し、適当であるものを里親として認定する。 | | | 区 | 区 | 区 |
| 4 | (1) | 児童委員の指揮監督及び研修に関する事務 | 児童福祉法に基づき、児童委員の指揮監督及び研修を行う。 | | | 区 | 区 | 区 |

(注) 「結果」欄の「役割」は「都区の役割を見直す方向で検討」と方向性を整理したもの
また「是非」は「都区の役割の見直しの是非を引き続き検討」と方向性を整理したもの

| 事務名 | | 事業概要 | 所管局 | 幹事会 | 評価 | | | |
|-------|-----|--|--|---|-----|---|----|----|
| | | | | | 都 | 区 | 結果 | |
| 5 | (1) | 指定療育機関の指定などに関する事務 | 児童福祉法に基づき、結核り患児童の医療に係る療育の給付事務を委託する病院(以下「指定療育機関」という。)の指定等を行う。 | | 都 | 区 | 是非 | |
| | (2) | 慢性疾患の児童等に対する事業などに関する事務 | 児童福祉法第21条の5の規定に基づき、慢性疾患にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成を図るため、当該疾患の治療方法に関する研究に資する医療の給付を行う。 | | 区 | 区 | 区 | |
| | 6 | (1) | 障害児施設給付費等の支給などに関する事務 | 児童福祉法に基づき、障害児施設給付費、高額障害児施設給付費及び特定入所障害児食費等給付費並びに障害児施設医療費の支給を行う。 | | 区 | 区 | 区 |
| | | (1) | 児童自立生活援助事業の届出などに関する事務 | 児童福祉法に基づき、①児童自立生活援助事業の届出に関する事、②児童自立生活援助事業に係る検査等に関する事、③児童自立生活援助事業の届出等に関する事制限又は停止に関する事。 | | 区 | 区 | 区 |
| | (2) | 児童福祉施設の設置の認可などに関する事務 | 児童福祉法に基づき、児童福祉施設の設置の認可を行う。 | | 区 | 区 | 区 | |
| 8 | (1) | 認可外保育施設への指導監督などに関する事務 | 児童福祉法に基づき、認可外保育施設への指導監督等を行う。 | | 区 | 区 | 区 | |
| ④ - 2 | | 民生委員の推薦など民生委員に関する事務(民生委員法) | | 福祉保健局 | 12回 | | | |
| 1 | (1) | 民生委員の定数等の決定及び委嘱・解職に関する推薦などの事務 | ○民生委員の定数及び民生委員協議会の区域の決定 ○民生委員の委嘱・解嘱に係る推薦及び具申 ○民生委員、民生委員推薦会、民生委員協議会に関する経費の支出 | | | 区 | 区 | 区 |
| | (2) | 民生委員の指揮監督及び指導訓練に関する事務 | 民生委員法に基づき、民生委員の指揮監督及び指導訓練に関する計画の樹立・実施を行う。 | | | 区 | 区 | 区 |
| ④ - 3 | | 更生相談所設置など身体障害者の福祉に関する事務(身体障害者福祉法) | 身体障害者福祉法に基づき、①身体障害者更生相談所の設置、②身体障害者相談員への相談、援助の委託③身体障害者手帳の交付、④盲導犬等の貸与、⑤身体障害者生活訓練等事業等に対する監督等を行う。 | 福祉保健局 | 13回 | 都 | 区 | 是非 |
| ④ - 4 | | 保護施設設置など生活保護に関する事務(生活保護法) | | 福祉保健局 | 12回 | | | |
| 1 | (1) | 生活保護施設の設置の認可その他の監督指導及び費用の補助などに関する事務 | 生活保護法に基づき、生活保護施設の設置の認可その他の監督指導及び費用の補助を行う。 | | | 区 | 区 | 区 |
| | (2) | 指定医療機関等の指定及び監督等に関する事務 | 生活保護法の規定に基づき、医療扶助のための医療を担当させる機関、介護扶助を担当させる機関並びに出産扶助のための助産を担当する助産師及び医療扶助のための施術を担当するあん摩マッサージ指圧師・柔道整復師等の指定及び監督等を行う。 | | | 区 | 区 | 区 |
| ④ - 5 | | 行旅病人等に関する費用弁償に関する事務(行旅病人死亡人等ノ引取及費用弁償ニ関スル件(勅令)) | 「行旅病人死亡人等ノ引取及費用弁償ニ関スル件」(勅令)に基づき、区市町村が行った行旅病人の救護に要した費用及び死亡人の埋葬等に要した費用を弁償する。 | 福祉保健局 | 12回 | 区 | 区 | 区 |

(注) 「結果」欄の「役割」は「都区の役割を見直す方向で検討」と方向性を整理したもの
また「是非」は「都区の役割の見直しの是非を引き続き検討」と方向性を整理したもの

| 事務名 | | 事業概要 | 所管局 | 幹事会 | 評価 | | | |
|-----|------|--|---|-------|-----|-----|----|----|
| | | | | | 都 | 区 | 結果 | |
| ④ | - 6 | 施設届出受理など社会福祉事業に関する事務 (社会福祉法) | 社会福祉法に基づき、第一種社会福祉事業に係る届出の受理、許可等、第二種社会福祉事業に係る届出の受理などに関する事務を行う。 | 福祉保健局 | 13回 | 区 | 区 | 区 |
| ④ | - 7 | 更生相談所設置など知的障害者の福祉に関する事務 (知的障害者福祉法) | 知的障害者福祉法に基づき、①知的障害者更生相談所の設置、②知的障害者相談員への相談、援助の委託等の事務を行う。 | 福祉保健局 | 13回 | 都 | 区 | 是非 |
| ④ | - 8 | 資金貸付など母子家庭及び寡婦の福祉に関する事務 (母子及び寡婦福祉法) | ○母子及び寡婦福祉法に基づき、配偶者のない女子で現に児童を扶養している者又はその扶養している児童に対し、必要な目的に応じ、母子福祉資金を貸付けし、償還事務を行う。 ○資金の種類(12種類) 事業開始、事業継続、技能習得、修業、就職支度、医療介護、生活、住宅、転宅、結婚、修学、就学支度 | 福祉保健局 | 12回 | 区 | 区 | 区 |
| ④ | - 9 | 居宅生活支援事業届出受理など老人福祉に関する事務 (老人福祉法、地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律) | | 福祉保健局 | 12回 | | | |
| | 1 | (1) 居宅生活支援事業届出受理など老人福祉に関する事務 | 老人福祉法に基づき、老人居宅生活支援事業の開始の届出受理などの事務を行う。 | | | 区 | 区 | 区 |
| | | (2) 老人福祉施設の届出受理など老人福祉に関する事務 | 老人福祉法に基づき、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設等の設置の届出受理などの事務を行う。 | | | 区 | 区 | 区 |
| ④ | - 10 | 指定養育医療機関の指定など母子保健に関する事務 (母子保健法) | 母子保健法に基づき、知事等は開設者の同意を得て、養育医療を担当させる機関を指定する。 | 福祉保健局 | 12回 | 区 | 区 | 区 |
| ④ | - 11 | 自立支援医療費の支給等(育成医療及び精神通院医療)など障害者の自立支援に関する事務 (障害者自立支援法) | | 福祉保健局 | 13回 | | | |
| | 1 | (1) 自立支援医療費の支給及び指定自立支援医療機関の指定等に関する事務 | 障害者自立支援法に基づき、①自立支援医療費(育成医療・精神通院医療)の支給、②自立支援医療機関の指定等の事務を行う。 | | | 都区 | 区 | 役割 |
| | | (2) 障害福祉サービス事業者等からの報告の徴収等に関する事務 | 障害者自立支援法に基づき、①地域生活支援事業の実施に関する事、②障害福祉サービス事業者等の開始、障害者支援施設の設置等に関する事、③障害福祉サービス事業者等からの報告の徴収、事業の停止等の事務を行う。 | | | 都 | 区 | 是非 |
| ④ | - 12 | 食品衛生法に基づく公衆衛生上の措置基準策定に関する事務 (食品衛生法) | 食品衛生法に基づき、公衆衛生上講ずべき措置の基準を定める条例制定などの事務を行う。 | 福祉保健局 | 18回 | 都 | 区 | 是非 |
| ④ | - 13 | 墓地経営の許可など墓地、埋葬等の規制に関する事務 (墓地、埋葬等に関する法律) | 墓地、埋葬等に関する法律に基づき、死体の埋葬又は火葬を行う者がいないとき又は判明しないときは、死亡地の市町村長が、これを行わなければならない。この場合、費用を都が弁償する。 | 福祉保健局 | 12回 | 区 | 区 | 区 |
| ④ | - 14 | 興行場、旅館及び公衆浴場の営業の規制に関する事務(付加基準の条例化) (興行場法、旅館業法、公衆浴場法) | 興行場、旅館及び公衆浴場の営業に際し、公衆衛生上必要な制限を付加する基準を定める。 | 福祉保健局 | 19回 | 対象外 | | |

(注) 「結果」欄の「役割」は「都区の役割を見直す方向で検討」と方向性を整理したもの
また「是非」は「都区の役割の見直しの是非を引き続き検討」と方向性を整理したもの

| 事務名 | | 事業概要 | 所管局 | 幹事会 | 評価 | | |
|-----|------|--|-------|-----|----|----|----|
| | | | | | 都 | 区 | 結果 |
| ④ | - 15 | 精神保健福祉センター設置など精神保健及び精神障害者の福祉に関する事務 (精神保健及び精神障害者福祉に関する法律) | 福祉保健局 | 12回 | 都 | 区 | 是非 |
| ④ | - 16 | 事務費用補助など結核の予防に関する事務 (結核指定医療機関の指定など) (感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律) | 福祉保健局 | 13回 | 区 | 区 | 区 |
| ④ | - 17 | 土地試掘許可など都市計画に関する事務 (都市計画法) | 都市整備局 | 14回 | | | |
| | 1 | (1) 市街地開発事業等予定区域の区域内における建築等の許可に関する事務 | | | 都 | 区 | 是非 |
| | 2 | (1) 都市計画施設等の区域内における建築等の規制に関する事務 | | | 都 | 区 | 是非 |
| | 3 | (1) 都市計画事業の施行区域内における建築等の許可に関する事務 | | | 都 | 区 | 是非 |
| ④ | - 18 | 組合施行者に対する監督など土地区画整理事業に関する事務 (土地区画整理法) | 都市整備局 | 14回 | 都 | 区 | 是非 |
| ④ | - 19 | 条例による屋外広告物に関する制限など屋外広告物の規制に関する事務 (屋外広告物法) | 都市整備局 | 12回 | 都 | 区 | 是非 |
| ④ | - 20 | 指定区間外国道管理などに関する事務(特例都道含む) (道路法) | 建設局 | 13回 | 都区 | 都区 | 役割 |
| ④ | - 21 | 県費負担教職員の任免、給与決定などに関する事務 (地方教育行政の組織及び運営に関する法律) | 教育庁 | 15回 | | | |
| | 1 | (1) 県費負担教職員の任免、給与決定などに関する事務 | | | 区 | 区 | 区 |
| | 2 | (1) 県費負担教職員の研修などに関する事務 | | | 区 | 区 | 区 |
| ④ | - 22 | 特定工場の新設届出受理などに関する事務 (工場立地法) | 産業労働局 | 13回 | 区 | 区 | 区 |

(注) 「結果」欄の「役割」は「都区の役割を見直す方向で検討」と方向性を整理したもの
また「是非」は「都区の役割の見直しの是非を引き続き検討」と方向性を整理したもの

| 事務名 | | 事業概要 | 所管局 | 幹事会 | 評価 | | | |
|-----|------|--|---|-------|-----|-----|----|----|
| | | | | | 都 | 区 | 結果 | |
| ④ | - 23 | 住宅改良区域内の建築行為の許可などに関する事務 (住宅地区改良法) | 住宅地区改良法に基づき、住宅地区改良事業区域内における建築行為の許可などに関する事務を行う。 | 都市整備局 | 14回 | 都区 | 区 | 役割 |
| ④ | - 24 | 保全区域内の建築物新築届出受理などに関する事務 (首都圏近郊緑地保全法) | 近郊緑地保全区域内における建築物その他の工作物の新築、改築又は増築等の行為に係る届出受理等に関する事務を行う。 | 環境局 | 19回 | 対象外 | | |
| ④ | - 25 | ばい煙の排出の規制及び粉じんに関する規制などに関する事務 (大気汚染防止法) | 大気汚染防止法に基づき、ばい煙の排出の規制等、粉じんに関する規制、大気の汚染の状況の監視等に関する事務を行う。 | 環境局 | 11回 | 区 | 区 | 区 |
| ④ | - 26 | 再開発事業計画認定などに関する事務 (都市再開発法) | 都市再開発法に基づき、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新が必要な区域において、民間事業者等の活力の一層の活用を図り、市街地の再開発を促進することを目的とした、再開発事業計画の認定などに関する事務を行う。 | 都市整備局 | 14回 | 都区 | 区 | 役割 |
| ④ | - 27 | 都市計画施設区域内の土地有償譲渡の届出受理などに関する事務 (公有地の拡大の推進に関する法律) | 公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、都市の健全な発展と秩序ある整備を促進するため必要な土地の先買いに関しての届出、申出の受理、買取協議の通知、買い取らない旨の通知等の事務を行う。 | 都市整備局 | 14回 | 都 | 区 | 是非 |
| ④ | - 28 | 保全区域内の建物建築届出受理などに関する事務 (都市緑地法) | 都市緑地法に基づき指定された特別緑地保全地区における建築物建築、土地の形質変更等の行為の許可事務、土地所有者から土地の買入れ申し出があった際の土地の買入れ等を行う。 | 環境局 | 14回 | 都 | 区 | 是非 |
| ④ | - 29 | 土地の権利移転届出受理などに関する事務 (国土利用計画法) | 国土利用計画法に基づき、土地の有効利用による適正な土地利用の推進を実現するため、土地取引の活性化及び円滑化を図り、合理的な土地取引規制事務を行う。 | 都市整備局 | 14回 | 都 | 区 | 是非 |
| ④ | - 30 | 住宅街区整備事業の認可などに関する事務 (大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法) | | 都市整備局 | 14回 | | | |
| | 1 | (1) 住宅街区整備事業施行地区内における建築行為等の制限などに関する事務 | 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法に基づき、住宅街区整備事業の認可、住宅街区整備事業の施行地区内における施行の障害となる建築行為等の許可などに関する事務 | | | 都 | 区 | 是非 |
| | 2 | (1) 都心共同住宅供給事業の計画の認定などに関する事務 | 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法に基づき、事業の実施に関する計画の認定、同変更認定、認定の取消し、認定事業者の地位の承継の承認、認定事業者に対する改善命令等を行う。 | | | 区 | 区 | 区 |
| ④ | - 31 | 農住組合の土地交換分合計画認可などに関する事務 (農住組合法) | 農住組合法に基づき、農住組合の設立等に係る各種認可、農住組合の監督に係る各種事務、事業の実施に伴う交換分合の認可等を行う。 | 産業労働局 | 13回 | 区 | 区 | 区 |
| ④ | - 32 | 特定周辺整備地区の指定などに関する事務 (産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備に関する法律) | 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律に基づき、特定整備地区の指定及び施設整備方針の策定等を行う。 | 環境局 | 15回 | 都 | 区 | 是非 |

(注) 「結果」欄の「役割」は「都区の役割を見直す方向で検討」と方向性を整理したもの
また「是非」は「都区の役割の見直しの是非を引き続き検討」と方向性を整理したもの

| 事務名 | | | 事業概要 | 所管局 | 幹事会 | 評価 | | |
|-----|---|-----|---|-------|-----|-----|----|----|
| | | | | | | 都 | 区 | 結果 |
| ④ | - | 33 | 賃貸住宅の建設・管理に関する計画認定などに関する事務 (特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律) | 都市整備局 | 17回 | | | |
| | 1 | (1) | 都が事業者を募集した住宅に係るもの | | | 都 | 区 | 是非 |
| | 2 | (1) | 区が事業者を募集した住宅に係るもの | | | 区 | 区 | 区 |
| ④ | - | 34 | 被災市街地復興推進地域内の建築行為許可などに関する事務 (被災市街地復興特別措置法) | 都市整備局 | 14回 | | | |
| | 1 | (1) | 被災市街地復興推進地域内の建築行為許可などに関する事務 | | | 都区 | 区 | 役割 |
| | 2 | (1) | 被災市街地復興推進地域内における監視区域の指定に関する事務 | | | 都 | 区 | 是非 |
| ④ | - | 35 | 防災街区計画整備組合の合併の認可などに関する事務 (密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律) | 都市整備局 | 14回 | 都区 | 区 | 役割 |
| ④ | - | 36 | 大規模小売店舗新設届出受理などに関する事務 (大規模小売店舗立地法) | 産業労働局 | 13回 | 区 | 区 | 区 |
| ④ | - | 37 | 高齢者向け賃貸住宅整備計画認定などに関する事務 (高齢者の居住の安定確保に関する法律) | 都市整備局 | 17回 | | | |
| | 1 | (1) | 高齢者向け賃貸住宅供給計画認定などに関する事務 | | | 区 | 区 | 区 |
| | 2 | (1) | 終身賃貸事業の認可などに関する事務 | | | 区 | 区 | 区 |
| ④ | - | 38 | 軌道敷地の無償道路敷地化などに関する事務 (軌道法) | 建設局 | 13回 | 都区 | 都区 | 役割 |
| ④ | - | 39 | 当せん金付証券発売などに関する事務 (当せん金付証券法) | 財務局 | 19回 | 対象外 | | |

(注) 「結果」欄の「役割」は「都区の役割を見直す方向で検討」と方向性を整理したもの
また「是非」は「都区の役割の見直しの是非を引き続き検討」と方向性を整理したもの

| 事務名 | | 事業概要 | 所管局 | 幹事会 | 評価 | | |
|--------|---|---|---------|-----|-----|----|----|
| | | | | | 都 | 区 | 結果 |
| ④ - 40 | 不在者投票に係る障害認定などに関する事務 (公職選挙法) | 公職選挙法施行令に基づき、身体に重度の障害がある者に係る郵便による不在者投票のための障害程度を書面により証明する。 | 選挙管理委員会 | 15回 | 都 | 区 | 是非 |
| ④ - 41 | 重要文化財の現状変更許可などに関する事務 (文化財保護法) | 文化財保護法に基づき、重要文化財に関する軽微な現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可、及びその取り消し並びに停止命令を行う。 | 教育庁 | 15回 | 区 | 区 | 区 |
| ④ - 42 | 社会福祉法人設立に係る定款審査などに関する事務 (社会福祉法) | 社会福祉法に基づき、社会福祉法人の設立に関する申請を受けて法人認可の要件が充足されているかどうか審査して認可する事務を行う。 | 福祉保健局 | 15回 | 区 | 区 | 区 |
| ④ - 43 | 有線電気通信設備設置状況資料提出などに関する事務 (有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律) | 有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律に基づき、道路(指定区間外国道及び都道府県道をいう。以下同じ。)の管理者として、総務大臣に対し、資料の提供その他の協力を行う。 | 総務局 | 13回 | 都区 | 都区 | 役割 |
| ④ - 44 | 道路管理上の措置の意見陳述などに関する事務 (道路運送法) | 道路運送法に基づき、道路(指定区間外国道及び都道府県道をいう。)の管理者として、道路管理上の措置の意見陳述などに関する事務を行う。 | 建設局 | 13回 | 都区 | 都区 | 役割 |
| ④ - 45 | 議会の同意による公安委員会委員推薦などに関する事務 (警察法) | 議会の同意を得て、都道府県公安委員会の委員の推薦を行う。 | 警視庁 | 19回 | 対象外 | | |
| ④ - 46 | 地方道路公社の県道等新設許可同意などに関する事務 (道路整備特別措置法) | 道路整備特別措置法に基づき、首都高速道路株式会社及び地方道路公社等が建設する高速道路や一般国道等の新設又は改築等に対する同意に関する事務を行う。 | 建設局 | 13回 | 都区 | 都区 | 役割 |
| ④ - 47 | 国道管理施設の管理方法決定などに関する事務 (高速自動車国道法) | 高速自動車国道法に基づき、道路(指定区間外国道及び都道府県道をいう。)の管理者として、共用高速自動車国道管理施設の管理の方法及び管理費用の分担について国土交通大臣又は高速道路株式会社と協議を行う。 | 建設局 | 13回 | 都区 | 都区 | 役割 |
| ④ - 48 | 路外駐車場管理者からの報告などに関する事務 (駐車場法) | 路外駐車場の設置に係る届出の受理、路外駐車場管理者からの報告徴収等に関する事務を行う。 | 建設局 | 19回 | 対象外 | | |
| ④ - 49 | 自動車交通禁止の際の意見陳述などに関する事務 (道路交通法) | 道路交通法に基づき、道路(指定区間外国道及び都道府県道をいう。)の管理者として、公安委員会に対する意見の陳述や免許等に関する手数料を定める条例制定等の事務を行う。 | 建設局 | 13回 | 都区 | 都区 | 役割 |
| ④ - 50 | 宅地造成工事規制区域の指定などに関する事務 (宅地造成等規制法) | 宅地造成等規制法に基づき、宅地造成に伴いかけ崩れ等の災害が生ずるおそれ大きい市街地又は市街地となろうとする土地の区域を「宅地造成工事規制区域」として指定し、区域内で行われる宅地造成に関する工事について災害防止のための必要な規制を行う。 | 都市整備局 | 14回 | 区 | 区 | 区 |
| ④ - 51 | 踏切道の改良などに関する事務 (踏切道改良促進法) | 踏切道改良促進法に基づき、道路(指定区間外国道及び都道府県道をいう。)の管理者として、立体交差化計画等に係る鉄道事業者との協議、踏切道の改良の実施、実施に要する費用に係る鉄道事業者との協議及び当該費用負担を行う。 | 都市整備局 | 13回 | 都区 | 都区 | 役割 |

(注) 「結果」欄の「役割」は「都区の役割を見直す方向で検討」と方向性を整理したもの
また「是非」は「都区の役割の見直しの是非を引き続き検討」と方向性を整理したもの

| 事務名 | | 事業概要 | 所管局 | 幹事会 | 評価 | | |
|--------|---|---|------------|-----|-----|----|----|
| | | | | | 都 | 区 | 結果 |
| ④ - 52 | 指定区域内建築物用地下水採取許可などに関する事務 (建築物用地下水の採取の規制に関する法律) | 建築物用地下水の採取の規制に関する法律に基づき、政令で指定された地域内において、揚水設備により建築物用地下水を採取しようとする者の許可に関する事務を行う。 | 環境局 | 15回 | 区 | 区 | 区 |
| ④ - 53 | 建設完了後の占用予定者に対する占用許可などに関する事務 (共同溝の整備等に関する特別措置法) | 共同溝の整備等に関する特別措置法に基づき、道路(指定区間外国道及び都道府県道をいう。)の管理者として、共同溝の建設及び管理に関する規程等を整備し、共同溝の建設整備を行なうとともに、共同溝の道路占用許可等の事務を行う。 | 建設局 | 13回 | 都区 | 都区 | 役割 |
| ④ - 54 | 特定支援事業に係る指定法人の指定などに関する事務 (中小企業支援法) | 中小企業支援法に基づき、東京都が行う中小企業支援事業の実施に関する計画を定め、各中小企業支援策を実施する。また、東京都に代わって特定支援事業を行わせる法人(各都道府県に一つ)を指定し、その法人にその事業の適正かつ確実な実施を行わせるのに必要な措置を取る。 | 産業労働局 | 13回 | 都 | 区 | 是非 |
| ④ - 55 | 実施計画の策定・提出などに関する事務 (交通安全施設等整備事業の推進に関する法律) | 交通安全施設等整備事業の推進に関する法律に基づき、交通事故が多発している道路その他特に交通安全を確保する必要がある道路について、国道、都道、区道の道路管理者が一体となり総合的計画を策定し、交通安全施設等整備事業を実施する。 | 建設局 | 13回 | 都区 | 都区 | 役割 |
| ④ - 56 | 流通業務地区公共施設都市計画決定などに関する事務 (流通業務市街地の整備に関する法律) | 流通業務市街地の整備に関する法律に基づき、流通業務市街地の整備に当たり、流通業務地区を都市計画決定し、あわせて公共施設に関する都市計画の策定等の事務を行う。 | 都市整備局 | 14回 | 区 | 区 | 区 |
| ④ - 57 | 非課税証明書の発行などに関する事務 (登録免許税法) | 登録免許税法施行規則第3条により、社会福祉法人からの証明申請に基づき、当該建物等が社会福祉事業の用に供するものか東京都が確認している事項に基づき、確認し証明書を発行(非課税証明書ではない。)する。 | 福祉保健局 | 15回 | 区 | 区 | 区 |
| ④ - 58 | 従たる事務所の設置などに関する事務 (地方公務員災害補償法) | 地方公務員に対する災害補償の実施及び災害を受けた職員の社会復帰の促進等に関する事務を行う。 | 総務局 | 19回 | 対象外 | | |
| ④ - 59 | 都市計画区域内の開発行為許可などに関する事務 (都市計画法) | 都市計画法に基づき、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画の決定を行う。 | 都市整備局 | 14回 | 都 | 区 | 是非 |
| ④ - 60 | 地方障害者施策推進協議会設置などに関する事務 (障害者基本法) | 障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議する地方障害者施策推進協議会の設置等に関する事務を行う。 | 福祉保健局 | 19回 | 対象外 | | |
| ④ - 61 | 都道府県交通安全対策会議参加などに関する事務 (交通安全対策基本法) | 都道府県交通安全対策会議の委員となり、又は委員となるべき職員を指名する。 | 青少年・治安対策本部 | 19回 | 対象外 | | |
| ④ - 62 | 中央卸売市場の開設などに関する事務 (卸売市場法) | 卸売市場法に基づき生鮮食料品等の円滑な供給を確保し、都民の消費生活の安定に資するため、東京都が東京都全域を開設区域とする中央卸売市場を開設するとともに、市場の取引業務及び施設使用の適正化等に関する事務を行う。 | 中央卸売市場 | 15回 | 都 | 都区 | 是非 |

(注) 「結果」欄の「役割」は「都区の役割を見直す方向で検討」と方向性を整理したもの
また「是非」は「都区の役割の見直しの是非を引き続き検討」と方向性を整理したもの

| 事務名 | | 事業概要 | 所管局 | 幹事会 | 評価 | | |
|--------|---|--|-------|-----|-----|----|----|
| | | | | | 都 | 区 | 結果 |
| ④ - 63 | 道路占用許可などに関する事務 (石油パイプライン事業法) | 石油パイプライン事業法に基づき、道路(指定区間外国道及び都道府県道をいう。)の管理者として、道路内に設置される石油パイプラインの道路占用許可(道路法)を行う。 | 建設局 | 13回 | 都区 | 都区 | 役割 |
| ④ - 64 | 有線テレビジョン放送施設設置状況資料提出などに関する事務 (有線テレビジョン放送法) | 有線テレビジョン放送法に基づき、道路(指定区間外国道及び都道府県道をいう。)の管理者として、総務大臣に対し、資料の提供その他の協力を行う。 | 総務局 | 13回 | 都区 | 都区 | 役割 |
| ④ - 65 | 都市モノレール建設への配慮などに関する事務 (都市モノレールの整備に関する法律) | 都市モノレールの整備の促進に関する法律に基づき、道路(指定区間外国道及び都道府県道をいう。)の管理者として、都市モノレールの建設に対し配慮する。 | 都市整備局 | 13回 | 都区 | 都区 | 役割 |
| ④ - 66 | 貸付金償還免除などに関する事務 (災害弔慰金の支給等に関する法律) | 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、区市町村が条例により実施する災害援護資金の貸付に要する経費の負担を行う(指定都市は都道府県ではなく国から貸付を受ける)。 | 福祉保健局 | 15回 | 区 | 区 | 区 |
| ④ - 67 | 動物取扱業者の登録などに関する事務 (動物の愛護及び管理に関する法律) | 動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、動物取扱業者の登録などに関する事務を行う。 | 福祉保健局 | 15回 | 区 | 区 | 区 |
| ④ - 68 | 道路交通騒音障害防止促進などに関する事務 (幹線道路の沿道の整備に関する法律) | 幹線道路の沿道の整備に関する法律に基づき、道路(指定区間外国道及び都道府県道をいう。)の管理者として、道路交通騒音障害防止促進などに関する事務などを行う。 | 建設局 | 13回 | 都区 | 都区 | 役割 |
| ④ - 69 | 道路への敷設申請に係る意見陳述などに関する事務 (鉄道事業法) | 鉄道事業法及び鉄道線路の道路への敷設の許可手続を定める政令に基づき、道路(指定区間外国道及び都道府県道をいう。)の管理者として、鉄道路線を道路に敷設する許可を受けようとする場合に意見を述べる。 | 建設局 | 13回 | 都区 | 都区 | 役割 |
| ④ - 70 | 国土交通大臣の宅地開発事業計画認定に係る意見聴取に応じることなどに関する事務 (大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法) | 宅地開発事業計画認定に係る国土交通大臣への意見陳述等の事務を行う。 | 都市整備局 | 19回 | 対象外 | | |
| ④ - 71 | 市街化調整区域内における認定市民農園建築物新築等の許可などに関する事務 (市民農園整備促進法) | 市街化調整区域内の認定市民農園建築物の新築等の許可等の事務を行う。 | 都市整備局 | 19回 | 対象外 | | |
| ④ - 72 | 占用予定者への占用許可などに関する事務 (電線共同溝の整備等に関する特別措置法) | 電線共同溝の整備等に関する特別措置法に基づき、道路(指定区間外国道及び都道府県道をいう。)の管理者として、電線共同溝の整備計画、電線共同溝への占用許可等に関する事務を行う。 | 建設局 | 13回 | 都区 | 都区 | 役割 |
| ④ - 73 | (独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構の開發行為協議などに関する事務 (日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律施行令) | (独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構が開発行為等を行う場合に協議を行う。 | 都市整備局 | 19回 | 対象外 | | |

(注) 「結果」欄の「役割」は「都区の役割を見直す方向で検討」と方向性を整理したもの
また「是非」は「都区の役割の見直しの是非を引き続き検討」と方向性を整理したもの

| 事務名 | | 事業概要 | 所管局 | 幹事会 | 評価 | | | |
|-----|------|---|--|-------|-----|------------------|----|----|
| | | | | | 都 | 区 | 結果 | |
| ④ | - 74 | 中核的支援機関認定などに関する事務 (中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律) | 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に基づき、新事業支援機関として、経営革新、地域産業資源を活用して行う事業環境の整備などを行う。 | 産業労働局 | 13回 | 都 | 区 | 是非 |
| ④ | - 75 | 特定建築物の基準適合報告などに関する事務 (高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律) | 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき、特定路外駐車場設置の届出等に関する事務を行う。 | 建設局 | 13回 | 区 | 区 | 区 |
| ④ | - 76 | マンション建替組合の設立の認可などに関する事務 (マンションの建替の円滑化等に関する法律) | マンションの建替の円滑化等に関する法律に基づき、マンション建替組合設立認可、個人施行における事業認可、権利変換計画認可等の認可事務等、組合理事長の氏名等の届出受理及び公告事務等を行う。 | 都市整備局 | 14回 | 区 | 区 | 区 |
| ④ | - 77 | 事業者等からのポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況に関する届出の受理などに関する事務 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法) | ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づき、東京都PCB廃棄物処理計画を策定し、PCBを保管している事業者から、毎年度、PCBの保管及び処分の状況に関する届出を受理し、公表する。 | 環境局 | 15回 | 都 | 区 | 是非 |
| ④ | - 78 | 救援の実施などに関する事務 (武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律) | 都内において武力攻撃事態(外国からの武力攻撃が発生した事態)や緊急対処事態(大規模なテロ等が発生した事態)に至った際には、都及び被災した区市町村等は国民保護法に基づき、住民の避難や被災した住民への救援の実施など各種国民保護措置を実施することとなる。この国民保護措置は、国からの指示に基づき実施する第1号法定受託事務であり、都と区市町村の役割分担が明確に規定されている。 | 総務局 | 15回 | 都 | 都区 | 是非 |
| ④ | - 79 | 交通結節機能高度化構想の作成及び国土交通大臣との協議などに関する事務 (都市鉄道等利便増進法) | 都市鉄道等利便増進法に基づき、交通結節機能の高度化に向け、交通結節機能高度化構想の作成、協議会の設置等の事務を行う。 | 都市整備局 | 14回 | 区 | 区 | 区 |
| ④ | - 80 | 供給計画(変更の)認定及び通知などに関する事務 (高齢者の居住の安定確保に関する法律) | 高齢者向け優良賃貸住宅の供給・管理の適正を確保するため、供給計画の認定等に関する事務を行う。 | 都市整備局 | 19回 | 対象外 (④-37で検討) | | |
| ④ | - 81 | 地域住宅計画に記載された配慮入居者への特定優良賃貸住宅の全部又は一部の賃貸の承認などに関する事務 (地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法) | | 都市整備局 | 17回 | | | |
| | 1 | (1) 都が事業者を募集した住宅に係るもの | 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法に基づき、認定事業者(特定優良賃貸住宅の所有者等)が一定期間以上入居資格を有する者を確保できない特定優良賃貸住宅を地域住宅計画に記載した配慮入居者に賃貸する場合の承認等を行う。 | | | 都 | 区 | 是非 |
| | 2 | (1) 区が事業者を募集した住宅に係るもの | | | | 区 | 区 | 区 |
| ④ | - 82 | 雨水浸透阻害行為の許可、条件の付加などに関する事務 (特定都市河川浸水被害対策法) | 特定都市河川浸水被害対策法に基づき、雨水浸透阻害行為をしようとする者に対する許可事務及び保全調整池の指定事務を行う。 | 都市整備局 | 14回 | 区 | 区 | 区 |
| ④ | - 83 | 構造改革特別区区域内の特別養護老人ホーム不足区域における特別養護老人ホーム設置認可申請の審査などに関する事務 (構造改革特別区域法) | 構造改革特別区域法により、老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設置者からの施設設置認可申請に対し、法令に従った要件を具備しているか審査認可の事務を行なう。 | 福祉保健局 | 15回 | 区 | 区 | 区 |

(注) 「結果」欄の「役割」は「都区の役割を見直す方向で検討」と方向性を整理したもの
また「是非」は「都区の役割の見直しの是非を引き続き検討」と方向性を整理したもの

| 事務名 | | 事業概要 | 所管局 | 幹事会 | 評価 | | | |
|--|------|--|---|---------------|-----|-----|----|----|
| | | | | | 都 | 区 | 結果 | |
| ④ | - 84 | 一級河川の管理などに関する事務 (河川法) | 河川法に基づく、一級河川(指定区 間内)・二級河川の管理 | 建設局 | 15回 | 都区 | 都区 | 役割 |
| ④ | - 85 | 監視区域の指定などに関する事務 (多極分散型国土形成促進法) | 国土利用計画法第27条の6第1項の 適用による監視区域の指定等に関する 事務を行う。 | 都市整備局 | 19回 | 対象外 | | |
| ④ | - 86 | 特定物資の価格の動向及び需給の状況に 関する調査などに関する事務 (生活関連物資等の買占め及び売惜しみに 対する緊急措置に関する法律) | 生活関連物資等の買占め及び売惜し みに対する緊急措置に関する法律に 基づき、特定物資の価格動向及び需 給の状況に関する調査、特定物資の 売渡しに関する指示などに関する事 務を行う。 | 生活文化スポーツ 局 | 15回 | 都 | 区 | 是非 |
| ④ | - 87 | 特定優良賃貸住宅を特定入居者に賃貸す ることの承認に関する事務 (建築物の耐震改修の促進に関する法律) | | 都市整備局 | 17回 | | | |
| | 1 | (1) 都が事業者を募集した住宅に係るもの | 建築物の耐震改修の促進に関する法 律に基づき、住宅の耐震改修の実施 に伴い仮住居を必要とする者(特定 優良賃貸住宅の供給の促進に関する 法律に規定する資格を有する者を除 く。)に特定優良賃貸住宅を賃貸す ることに対する承認を行う。 | | | 都 | 区 | 是非 |
| | 2 | (1) 区が事業者を募集した住宅に係るもの | | 区 | 区 | 区 | | |
| ④ | - 88 | 第一種大規模小売店舗立地法特例区域の 指定などに関する事務 (中心市街地の活性化に関する法律) | 中心市街地の活性化に関する法律に 基づき、内閣総理大臣の認定を受け た基本計画に定められた中心市街地 区域の、第一種大規模小売店舗立地 法特例区域の指定などに関する事務 を行う。 | 産業労働局 | 13回 | 区 | 区 | 区 |
| ④ | - 89 | 基本方針の策定及び変更に係る意見の申 出などに関する事務 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律) | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 に基づき、国による基本方針の策定 及び変更に係る意見の申出、一般廃 棄物処理施設の許可、産業廃棄物の 多量排出事業者の処理計画の受理、 産業廃棄物処理業の許可並びに産 業廃棄物処理施設の許可などに関す る事務を行うほか、立入検査・行政処 分などを行う。 | 環境局 | 15回 | 都 | 区 | 是非 |
| ④ | - 90 | 監視区域の指定に関する事務 (大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一 体的推進に関する特別措置法) | 大都市地域における宅地開発及び鉄 道整備の一体的推進に関する特別措 置法第9条に基づき、同意特定地域 内において、国土利用計画法第27条 の6第1項の適用による監視区域の 指定に努める。 | 都市整備局 | 14回 | 都 | 区 | 是非 |
| ④ | - 91 | 拠点整備促進区域内における建築行為等 の許可などに関する事務 (地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再 配置の促進に関する法律) | 拠点整備促進区域内における土地の 形質の変更又は建築物の新築、改築 若しくは増築に係る許可等に関する 事務を行う。 | 都市整備局 | 19回 | 対象外 | | |
| ④ | - 92 | 景観行政団体の事務などに関する事務 (景観法) | 景観法及び東京都景観条例等に基づ き、景観形成の方針や行為の制限 に関する事項などを景観計画に定め 、この計画に基づき建築物等の建 築など一定の行為について、届出を 義務づけ、指導及び助言等の事務を 行う。 | 都市整備局 | 14回 | 都 | 区 | 是非 |
| ⑤府県事務で、他府県において事務処理特例制度により市が処理している事務 | | | | | | | | |
| ⑤ | - 1 | 官庁又は公署の嘱託による登記に関する事 務 (不動産登記法) | 国有財産法に基づき、国道及び一級 河川等について第一号法定受託事 務として管理又は執行した事業に伴 い、買収した土地等の国有財産で国 土交通大臣の所管に属するものの登 記を嘱託する等の事務を行う。 | 都市整備局 | 17回 | 都区 | 都区 | 役割 |

(注) 「結果」欄の「役割」は「都区の役割を見直す方向で検討」と方向性を整理したもの
また「是非」は「都区の役割の見直しの是非を引き続き検討」と方向性を整理したもの

| 事務名 | | 事業概要 | 所管局 | 幹事会 | 評価 | | |
|--------|---|---|-------|-----|------------------|----|----|
| | | | | | 都 | 区 | 結果 |
| ⑤ - 2 | 都市計画事業の施行の認可などに関する事務 (都市計画法) | 都市計画法に基づき、国の機関、都道府県、市町村以外の者が都市計画事業を施行しようとする場合の施行の認可などに関する事務を行う。 | 都市整備局 | 17回 | 都区 | 区 | 役割 |
| ⑤ - 3 | 第一種市街地再開発事業の施行の認可などに関する事務 (都市再開発法) | 都市再開発法に基づき、老朽化木造建築物の密集、土地利用の細分化、不十分な公共施設等都市機能が低下している市街地において、建築物及び建築敷地の整備並びに公共施設の整備等を行うことにより、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図ることを目的とする第一種市街地再開発事業についての施行の認可などに関する事務を行う。 | 都市整備局 | 17回 | 都区 | 区 | 役割 |
| ⑤ - 4 | 施行者に対する地区編入承認などに関する事務 (土地区画整理法) | 公共施設等の整備改善及び宅地の利用増進を図るための土地区画整理事業を(独)都市再生機構等が施行する場合の事務を行う。 | 都市整備局 | 19回 | 対象外 (④-18で検討) | | |
| ⑤ - 5 | 急傾斜地崩壊防止施設の維持修繕などに関する事務 (急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律) | 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、標識の維持修繕や急傾斜地崩壊防止施設の維持修繕に関する事務を行う。 | 建設局 | 17回 | 都 | 都 | 都 |
| ⑤ - 6 | 管理協定の認可などに関する事務 (都市緑地法) | 都市緑地法に基づき、特別緑地保全地区等の土地所有者と緑地管理機構が、緑地の管理について管理協定を締結するときの認可等に関する事務を行う。 | 環境局 | 17回 | 都区 | 区 | 役割 |
| ⑤ - 7 | 造成敷地等に関する権利の処分の制限などに関する事務 (流通業務市街地の整備に関する法律) | 流通業務市街地の整備に関する法律に基づき、流通業務施設整備に関する基本方針の策定等の事務を行う。 | 都市整備局 | 14回 | 都区 | 区 | 役割 |
| ⑤ - 8 | 河川工事の施工などに関する事務 (河川法) | 一級河川(指定区間内)・二級河川の管理に係る事務の一部を行う。 | 建設局 | 19回 | 対象外 (④-84で検討) | | |
| ⑤ - 9 | 水道施設の改善の指示などに関する事務 (水道法) | 水道事業者(給水人口5万人以下)・水道用水供給事業者(1日の最大給水量25,000m ³ 以下)からの報告徴収、立入検査等に関する事務を行う。 | 福祉保健局 | 19回 | 対象外 | | |
| ⑤ - 10 | 国道及び都道の土地に係る境界確定などに関する事務 (道路法) | 道路法の規定により指定市が管理する道路(指定区間外国道及び都道府県道をいう。以下同じ。)の用に供されている都道府県有財産である土地に係る境界確定に関する事務を行う。 | 建設局 | 17回 | 都区 | 都区 | 役割 |
| ⑤ - 11 | 土地の試掘の許可などに関する事務 (大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法) | 住宅街区整備事業の施行地区内における施行の障害となる建築行為等の許可等に関する事務を行う。 | 都市整備局 | 19回 | 対象外 (④-30で検討) | | |
| ⑤ - 12 | 他人の占有する土地への立入りなどに関する事務 (国有財産法) | 国有財産法に基づき、国土交通省所管の国有地の管理のうち、国有財産の調査・測量のための他人の占有する土地への立入り、境界確定の協議及び境界の決定等に関する事務を行う。 | 建設局 | 17回 | 都区 | 都区 | 役割 |
| ⑤ - 13 | 優良宅地の認定などに関する事務 (租税特別措置法) | 優良な宅地等の供給に資する土地の譲渡に係る認定・証明事務等に関する事務を行う。 | 都市整備局 | 19回 | 対象外 | | |
| ⑤ - 14 | 組合の設立の認可などに関する事務 (中小企業等協同組合法) | 中小企業等協同組合法に基づき、中小企業の組織化を推進し、組織を通じて経済的基盤の確立と環境の整備等を図るため、協同組合等の設立認可や決算関係書類の受理などに関する事務を行う。 | 産業労働局 | 16回 | 都区 | 都区 | 役割 |

(注) 「結果」欄の「役割」は「都区の役割を見直す方向で検討」と方向性を整理したもの
また「是非」は「都区の役割の見直しの是非を引き続き検討」と方向性を整理したもの

| 事務名 | | 事業概要 | 所管局 | 幹事会 | 評価 | | |
|--------|---|---|-------|-----|------------------|----|----|
| | | | | | 都 | 区 | 結果 |
| ⑤ - 15 | 協業組合の事業転換認可などに関する事務 (中小企業団体の組織に関する法律) | 中小企業団体の組織に関する法律に基づき、中小企業者やその他の者が協同して経済事業を行うために必要な組織又は中小企業者とその営む事業の改善発達を図るために必要な組織を設けることにより、公正な経済活動の機会を確保し、国民経済の健全な発展のため、協業組合の事業転換や設立の認可などに関する事務を行う。 | 産業労働局 | 16回 | 都 | 都区 | 是非 |
| ⑤ - 16 | 特定商工業者の該当基準引上げの許可などに関する事務 (商工会議所法) | 特定商工業者の該当基準引上げの許可、商工会議所に対する報告徴収等の事務を行う。 | 産業労働局 | 19回 | 対象外 | | |
| ⑤ - 17 | 商工会の設立の認可などに関する事務 (商工会法) | 商工会の設立の認可、商工会に対する報告徴収等の事務を行う。 | 産業労働局 | 19回 | 対象外 | | |
| ⑤ - 18 | 基盤施設計画の認定などに関する事務 (商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律) | 商工会・商工会連合会・商工会議所が策定した基盤施設計画・連携計画の認定等の事務を行う。 | 産業労働局 | 19回 | 対象外 | | |
| ⑤ - 19 | 高度化事業計画の認定などに関する事務 (中小小売商業振興法) | 中小小売商業振興法に基づき、高度化事業の種類ごとに定められた者が作成した高度化事業計画(商店街整備計画、店舗集団化計画、共同店舗等整備計画、商店街整備等支援計画)が法施行令で定める基準に適合するものである旨の認定他を行う。 | 産業労働局 | 16回 | 都 | 区 | 是非 |
| ⑤ - 20 | 適正計量管理事業所の指定などに関する事務 (計量法) | 計量法に基づき、事業者の申請に基づき、自主的な計量管理の推進を図るため、計量器を使用する事業者で一定の要件を有すると知事等が認めた事業所を、適正計量管理事業所として指定する。 | 生活文化局 | 11回 | 区 | 区 | 区 |
| ⑤ - 21 | 農地の転用の許可などに関する事務 (農地法) | 農地の転用の許可、農地又は採草放牧地の権利移動の許可等に関する事務を行う。 | 産業労働局 | 19回 | 対象外 | | |
| ⑤ - 22 | 土地改良事業の変更等に係る認可などに関する事務 (土地改良法) | 土地改良事業計画の変更等に係る認可に関する事務を行う。 | 産業労働局 | 19回 | 対象外 | | |
| ⑤ - 23 | 認定製造業者等への立入検査などに関する事務 (農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律) | 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律に基づき、製造業者等への立入検査などの事務を行う。 | 福祉保健局 | 18回 | 都 | 都区 | 是非 |
| ⑤ - 24 | 宅地等供給事業の承認などに関する事務 (農業協同組合法) | 農業協同組合法に基づき、農業協同組合の宅地等供給事業規程の設置、変更および廃止の承認等の事務を行う。 | 産業労働局 | 16回 | 都 | 都 | 都 |
| ⑤ - 25 | 権利の交換分合の認可に関する事務 (農住組合法) | 農住組合が作成する交換分合計画に対する認可に関する事務を行う。 | 産業労働局 | 19回 | 対象外 (④-31で検討) | | |
| ⑤ - 26 | 組合の事業に対する認可などに関する事務 (水産業協同組合法) | 水産業協同組合法に基づき、水産業協同組合組織・運営の適正化を図るため、設立に関する認可や事業規定類の認可等に関する事務を行う。 | 産業労働局 | 16回 | 都 | 都 | 都 |
| ⑤ - 27 | 信託事業の承認などに関する事務 (森林組合法) | 森林組合が作成する信託規程等の承認等に関する事務を行う。 | 産業労働局 | 19回 | 対象外 | | |
| ⑤ - 28 | 地域森林計画対象民有林の開発行為の許可などに関する事務 (森林法) | 地域森林計画の対象となっている民有林における開発行為の許可等に関する事務を行う。 | 環境局 | 19回 | 対象外 | | |

(注) 「結果」欄の「役割」は「都区の役割を見直す方向で検討」と方向性を整理したもの
また「是非」は「都区の役割の見直しの是非を引き続き検討」と方向性を整理したもの

| 事務名 | | 事業概要 | 所管局 | 幹事会 | 評価 | | |
|--------|---|---|-------|-----|-----|---|----|
| | | | | | 都 | 区 | 結果 |
| ⑤ - 29 | 分収林契約締結のあつせんなどに関する事務 (分収林特別措置法) | 申し出に基づく分収林契約締結のあつせん等に関する事務を行う。 | 産業労働局 | 19回 | 対象外 | | |
| ⑤ - 30 | 林業経営改善計画の認定などに関する事務 (林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法) | 林業を営む者等が作成する林業経営改善計画等の認定等に関する事務を行う。 | 産業労働局 | 19回 | 対象外 | | |
| ⑤ - 31 | 診療簿及び検案簿の検査及び報告に関する事務 (獣医師法) | 獣医師法に基づき、獣医師が診療(検案)した場合に記載、保存することが義務付けられている診療簿(検案簿)の検査及び獣医師の現況届出(法22条の届出)の受理、進達に関する事務を行う。 | 産業労働局 | 16回 | 都 | 区 | 是非 |
| ⑤ - 32 | 診療施設の使用制限の命令などに関する事務 (獣医療法) | 獣医療法に基づき、飼育動物診療施設(動物病院)開設に関する届出受理、動物病院の構造設備、施設の管理者が構造設備、医薬品等の管理及び飼育動物の収容について遵守すべき事項について、立入検査等による指導、監督等に関する事務を行う。 | 産業労働局 | 16回 | 都 | 区 | 是非 |
| ⑤ - 33 | ふ化業者の登録などに関する事務 (養鶏振興法) | 養鶏振興法に基づき、鶏ふ化業者の施設が農林水産省の定める基準に適合しているものであることを確認し、登録する。 | 産業労働局 | 16回 | 都 | 都 | 都 |
| ⑤ - 34 | 畜産業者の管理基準違反に対する勧告などに関する事務 (家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律) | 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に基づき、畜産農家の家畜排せつ物の管理状況等についての検査等に関する事務を行う。 | 産業労働局 | 16回 | 都 | 都 | 都 |
| ⑤ - 35 | 輸出水産物製造事業場の登録などに関する事務 (輸出水産物の振興に関する法律) | 輸出水産物の振興に関する法律に基づき、輸出水産業者等の登録などに関する事務を行う。 | 産業労働局 | 16回 | 都 | 都 | 都 |
| ⑤ - 36 | 農用地区域内の開発行為の許可などに関する事務 (農業振興地域の整備に関する法律) | 農用地区域内における開発行為の制限、監督処分等に関する事務を行う。 | 産業労働局 | 19回 | 対象外 | | |
| ⑤ - 37 | 果樹園経営計画の認定に関する事務 (果樹農業振興特別措置法) | 果樹農業振興計画に係る区域内における生産者が作成した果樹園経営計画の認定に関する事務を行う。 | 産業労働局 | 19回 | 対象外 | | |
| ⑤ - 38 | 就農計画の認定などに関する事務 (青年等の就農促進のための資金の貸付等に関する特別措置法) | 青年等の就農促進のための資金の貸付等に関する特別措置法に基づき、新たに就農しようとする青年等又は当該青年等をその営む農業に就業させようとする者が、農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修等の計画を作成した場合における認定等に関する事務を行う。 | 産業労働局 | 16回 | 都 | 都 | 都 |
| ⑤ - 39 | 基金の業務の受託者に対する立入検査などに関する事務 (独立行政法人農業者年金基金法) | 独立行政法人農業者年金基金法に基づき、独立行政法人農業者年金基金が行う農業者年金事業及び付帯業務について、基金からの受託者(農協)に対する立入検査業務等を行う。 | 産業労働局 | 16回 | 都 | 都 | 都 |
| ⑤ - 40 | 導入計画の認定などに関する事務 (持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律) | 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づき、持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画の認定等に関する事務を行う。 | 産業労働局 | 16回 | 都 | 都 | 都 |
| ⑤ - 41 | 生産出荷近代化計画の提出及び公表などに関する事務 (野菜生産出荷安定法) | 生産出荷近代化計画の作成及び提出、公表等に関する事務を行う。 | 産業労働局 | 19回 | 対象外 | | |

(注) 「結果」欄の「役割」は「都区の役割を見直す方向で検討」と方向性を整理したもの
また「是非」は「都区の役割の見直しの是非を引き続き検討」と方向性を整理したもの

| 事務名 | | 事業概要 | 所管局 | 幹事会 | 評価 | | |
|--------|--|--|-------|-----|------------------|----|----|
| | | | | | 都 | 区 | 結果 |
| ⑤ - 42 | 地下水採取の許可などに関する事務 (工業用水法) | 工業用水法に基づき、政令で定める地域において、井戸により地下水を採取してこれを工業の用に供しようとする者の許可に関する事務を行う。 | 環境局 | 17回 | 都 | 区 | 是非 |
| ⑤ - 43 | 火薬類販売業の許可などに関する事務 (火薬類取締法) | 火薬類取締法に基づき、製造、販売、貯蔵、輸入、消費、廃棄及びその取扱いについて申請の受付、審査、立入検査、許可証交付などの事務を行う。 | 環境局 | 22回 | 都 | 区 | 是非 |
| ⑤ - 44 | ガス事業者などの事業場への立入検査などに関する事務 (ガス事業法) | ガス事業法に基づき、事業者等への立入検査やガス用品の提出命令などの事務を行う。 | 環境局 | 22回 | 区 | 区 | 区 |
| ⑤ - 45 | 第一種製造者に係る製造の許可などに関する事務 (高圧ガス保安法) | 高圧ガス保安法に基づき、高圧ガスの製造、貯蔵、販売、消費等の取扱いの規制などに関する事務を行う。 | 環境局 | 22回 | 都 | 区 | 是非 |
| ⑤ - 46 | 液化石油ガス販売事業者の登録などに関する事務 (液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律) | 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づき、液化石油ガス販売事業者の登録や、保安機関の認定等に関する事務を行う。 | 環境局 | 22回 | 都 | 区 | 是非 |
| ⑤ - 47 | 電気用品の提出命令などに関する事務 (電気用品安全法) | 電気用品販売業者への立入検査、電気用品の提出命令等に関する事務を行う。 | 環境局 | 19回 | 対象外 | | |
| ⑤ - 48 | 販売事業者に対する立入検査などに関する事務 (消費生活用製品安全法) | 消費生活用製品安全法に基づき、一般消費者の生命・身体に危害を及ぼすおそれが多い製品(特定製品)の販売事業者に対する立入検査等を行う。 | 生活文化局 | 18回 | 区 | 区 | 区 |
| ⑤ - 49 | 指示に従わない販売業者の公表などに関する事務 (家庭用品品質表示法) | 家庭用品品質表示法に基づき、都内販売業者が、適正な表示を行っているか否かについて立入検査等を行い、表示事項の不表示、遵守事項違反に対しては必要な指導、指示、公表を行う。 | 生活文化局 | 16回 | 都 | 区 | 是非 |
| ⑤ - 50 | 標準価格等の表示等の指示などに関する事務 (国民生活安定緊急措置法) | 国民生活安定緊急措置法に基づき、特に価格の安定を図るべき特定物資に関する標準価格等の表示の指示などの事務を行う。 | 生活文化局 | 16回 | 都 | 区 | 是非 |
| ⑤ - 51 | 特定物資の売渡しに関する指示などに関する事務 (生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律) | 特定物資の価格動向及び需給の状況に関する調査、特定物資の売渡しに関する指示等に関する事務を行う。 | 生活文化局 | 19回 | 対象外 (④-86で検討) | | |
| ⑤ - 52 | 特定非営利活動法人の設立の認証などに関する事務 (特定非営利活動促進法) | 特定非営利活動促進法に基づき、特定非営利活動法人に関する設立等の認証申請書の受理・認証、届出書類等の受理及び法人指導・監督などに関する事務を行う。 | 生活文化局 | 16回 | 都 | 区 | 是非 |
| ⑤ - 53 | 排出量等の届出経由及び意見付与などに関する事務 (特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律) | 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づき、化学物質の排出量等のデータについて、対象事業者から国への届出の経由事務を行う。また、国から提供される電子ファイル化されたデータについて、地域の特性を加味して、集計、公表する。 | 環境局 | 17回 | 都 | 区 | 是非 |
| ⑤ - 54 | 掘削工事場所等への立入検査などに関する事務 (温泉法) | 温泉法に基づき、温泉をゆう出させる目的で行う土地の掘削の工事の場所、温泉の採取の場所又は温泉利用施設への立入検査及び質問に関する事務を行う。 | 環境局 | 17回 | 都 | 都 | 都 |
| ⑤ - 55 | 鳥獣の捕獲等の許可などに関する事務 (鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律) | 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき、野生鳥獣の捕獲の許可等に関する事務を行う。 | 環境局 | 17回 | 都 | 都区 | 是非 |

(注) 「結果」欄の「役割」は「都区の役割を見直す方向で検討」と方向性を整理したもの
また「是非」は「都区の役割の見直しの是非を引き続き検討」と方向性を整理したもの

| 事務名 | | 事業概要 | 所管局 | 幹事会 | 評価 | | |
|--------|---|--|-------|-----|-----|----|----|
| | | | | | 都 | 区 | 結果 |
| ⑤ - 56 | 特別地域内での工作物の新築などの許可などに関する事務 (自然公園法) | 特別地域内における工作物の新築、改築、又は増築などの行為に係る許可等に関する事務を行う。 | 環境局 | 19回 | 対象外 | | |
| ⑤ - 57 | 採取計画の認可などに関する事務 (砂利採取法) | 採取計画の認可と災害防止、指導等に関する事務を行う。 | 産業労働局 | 19回 | 対象外 | | |
| ⑤ - 58 | 採取計画の認可などに関する事務 (採石法) | 採取計画の認可と災害防止、指導等に関する事務を行う。 | 産業労働局 | 19回 | 対象外 | | |
| ⑤ - 59 | 指定届出機関の指定などに関する事務 (感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律) | 感染症の発生の状況及び動向の把握を行うために、感染症の発生の状況の届出を担当させる病院等の指定等の事務を行う。 | 福祉保健局 | 18回 | 都 | 都 | 都 |
| ⑤ - 60 | 事業者登録などに関する事務 (建築物における衛生的環境の確保に関する法律) | 清掃事業者等の登録等の事務を行う。 | 福祉保健局 | 21回 | 都 | 区 | 是非 |
| ⑤ - 61 | 照射録の検査に関する事務 (診療放射線技師法) | 必要があると認めるときに、照射録を提出させ、又は職員に検査させる事務を行う。 | 福祉保健局 | 21回 | 都 | 都 | 都 |
| ⑤ - 62 | 広告事項の許可などに関する事務 (歯科技工士法) | 歯科技工所等に係る広告事項の許可の事務を行う。 | 福祉保健局 | 18回 | 区 | 区 | 区 |
| ⑤ - 63 | 看護師等確保推進者変更命令などに関する事務 (看護師等の人材確保の促進に関する法律) | 看護師等確保推進者が必要な職務を遂行しない場合、その変更を命ずる事務を行う。 | 福祉保健局 | 21回 | 都 | 都 | 都 |
| ⑤ - 64 | 病院の開設の許可などに関する事務 (医療法) | 病院の開設許可などの事務を行なう。 | 福祉保健局 | 18回 | 都 | 都 | 都 |
| ⑤ - 65 | 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく健康診断の実施などに関する事務 (原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律) | 被爆者に対する健康診断の実施や、必要な指導を行う。 | 福祉保健局 | 18回 | 都 | 区 | 是非 |
| ⑤ - 66 | 業務の停止などに関する事務 (あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律) | 法律改正以前から業務を行っているいわゆる「みなし免許者」に対する業務停止命令等に関する事務を行う。 | 福祉保健局 | 19回 | 対象外 | | |
| ⑤ - 67 | 高度管理医療機器等の販売業許可などに関する事務 (薬事法) | 高度管理医療機器等の販売業許可などの事務を行う。 | 福祉保健局 | 18回 | 都 | 都 | 都 |
| ⑤ - 68 | 特定毒物研究者の許可などに関する事務 (毒物及び劇物取締法) | 特定毒物研究者の許可などの事務を行う。 | 福祉保健局 | 18回 | 都 | 都区 | 是非 |
| ⑤ - 69 | 受胎調節実地指導員の指定などに関する事務 (母体保護法) | 受胎調整の実地指導員の指定などに関する事務を行う。 | 福祉保健局 | 18回 | 都 | 区 | 是非 |
| ⑤ - 70 | 浄化槽工事業者に対する指示に関する事務 (浄化槽法) | 浄化槽設置工事について、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認める場合において、当該浄化槽工事業者に対し、必要な指示をする。 | 都市整備局 | 17回 | 都 | 都 | 都 |
| ⑤ - 71 | 児童手当受給資格認定などに関する事務 (児童手当法) | 小学校修了前の児童を養育する父母等に対する手当の支給等に関する事務を行う。 | 福祉保健局 | 19回 | 対象外 | | |

(注) 「結果」欄の「役割」は「都区の役割を見直す方向で検討」と方向性を整理したもの
また「是非」は「都区の役割の見直しの是非を引き続き検討」と方向性を整理したもの

| 事務名 | | 事業概要 | 所管局 | 幹事会 | 評価 | | |
|-------------------|---|--|-------|-----|-----|---|----|
| | | | | | 都 | 区 | 結果 |
| ⑤ - 72 | 有料老人ホームの設置者等に対する質問及び立入検査などに関する事務 (老人福祉法) | 老人福祉法に基づき、有料老人ホームに対する報告徴収や立入検査などの事務を行う。 | 福祉保健局 | 18回 | 区 | 区 | 区 |
| ⑤ - 73 | 介護老人保健施設の開設の許可などに関する事務 (介護保険法) | 介護保険法に基づき介護老人保健施設等の設置者からの施設開設許可申請等に対し、法令に従った要件を具備しているか審査許可の事務を行う。 | 福祉保健局 | 18回 | 区 | 区 | 区 |
| ⑤ - 74 | 指定障害福祉サービス事業者への勧告などに関する事務 (障害者自立支援法) | 障害者自立支援法に基づき、指定障害福祉サービス事業者等の指定、変更の届出及び公示に関する事務などを行う。 | 福祉保健局 | 18回 | 区 | 区 | 区 |
| ⑤ - 75 | 更生医療の給付などに関する事務 (戦傷病者特別援護法) | 更生医療給付及び補装具の支給及び修理に関する事務を行う。 | 福祉保健局 | 19回 | 対象外 | | |
| ⑤ - 76 | 一般旅券の消印及び還付に関する事務 (旅券法) | 旅券法に基づき、旅券の申請受付、交付等の事務を行う。 | 生活文化局 | 16回 | 都 | 区 | 是非 |
| ⑤ - 77 | 発掘に関する指示及び命令などに関する事務 (文化財保護法) | 文化財保護法により埋蔵文化財について、その調査のために土地を掘削する場合の届出の受理などの事務を行う。 | 教育庁 | 18回 | 区 | 区 | 区 |
| ⑥上記以外の府県事務 | | | | | | | |
| ⑥ - 1 | 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の策定などに関する事務 (都市計画法) | ①都道府県が定める都市計画のうち以下のもの 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画・区域区分に関する都市計画・都市再開発方針に関する都市計画 ②都道府県都市計画審議会の設置 ③開発審査会の設置 ④都市計画事業認可(区施行)等 | 都市整備局 | 19回 | 都 | 都 | 都 |
| ⑥ - 2 | 一級河川(指定区間)、二級河川の管理などに関する事務 (河川法) | 都道府県知事は、一級河川以外の水系に係る河川で公共の利害に重要な関係のあるものについて、関係区市町村の意見を聞き、二級河川の指定等を行う。 | 建設局 | 19回 | 都 | 都 | 都 |
| ⑥ - 3 | 土砂災害防止のための工事、指定地等の管理などに関する事務 (砂防法) | 砂防工事は原則として都道府県知事が行う。 | 建設局 | 19回 | 対象外 | | |
| ⑥ - 4 | 海岸保全計画の策定などに関する事務 (海岸法) | 都道府県知事は「海岸保全基本計画」を定め、主務大臣に報告する。 | 港湾局 | 19回 | 対象外 | | |
| ⑥ - 5 | 国の都市公園の設置及び管理に要する費用の負担などに関する事務 (都市公園法) | 都府県の区域を越える公園及び緑地の整備事業に係る負担金の納付を行う。 | 建設局 | 19回 | 対象外 | | |
| ⑥ - 6 | 港務局の設立の認可などに関する事務 (港湾法) | 都道府県知事は、港湾を管理運営する港務局を設立における認可を行う。 | 港湾局 | 19回 | 対象外 | | |
| ⑥ - 7 | 公有水面埋立の許可などに関する事務 (公有水面埋立法) | 埋立をしようとする者は、都道府県知事(港湾区域においては港湾管理者)の免許を受けなければならない。 | 港湾局 | 19回 | 都 | 都 | 都 |
| ⑥ - 8 | 市町村公共下水道事業計画の承認などに関する事務 (下水道法) | 流域別下水道整備総合計画の策定、公共下水道管理者(二以上の市町村を跨ぐ公共下水道)としての事務、流域下水道管理者としての事務、政令で定める都道府県の許可、指示など | 都市整備局 | 19回 | 都 | 都 | 都 |

(注) 「結果」欄の「役割」は「都区の役割を見直す方向で検討」と方向性を整理したもの
また「是非」は「都区の役割の見直しの是非を引き続き検討」と方向性を整理したもの

| 事務名 | | 事業概要 | 所管局 | 幹事会 | 評価 | | |
|--------|---|---|-------|-----|------------------|---|----|
| | | | | | 都 | 区 | 結果 |
| ⑥ - 9 | 区市町村施行の市街地再開発事業の認可などに関する事務 (都市再開発法) | ①事業計画(設計の概要)の認可及び国土交通大臣、関係区市町村長へ関係図書の送付②権利変換計画及び管理処分計画の認可③特定建築者の決定の承認④区市町村施行者に対する報告、勧告等⑤区市町村施行者に対する是正の要求⑥管理規約(建物の区分所有等に関する法律の特例)の同意 | 都市整備局 | 19回 | 都 | 都 | 都 |
| ⑥ - 10 | 都道府県等が実施する土地区画整理事業に係る事務 (土地区画整理法) | 都道府県が土地区画整理事業を施行することができる。 | 都市整備局 | 19回 | 対象外 (C-15で検討) | | |
| ⑥ - 11 | 建築審査会の設置などに関する事務 (建築基準法) | 建築基準法に規定する各種許可の前提としての同意及び建築基準法第94条第1項の審査請求に対する裁決についての議決等を行う附属機関である建築審査会の事務局として、毎月の審査会開催に関する事務、審査請求に係る事務等を行っている。 | 都市整備局 | 20回 | 都 | 都 | 都 |
| ⑥ - 12 | 建設業の許可などに関する事務 (建設業法) | 建設業法に基づき、建設業(28業種)の許可及び建設業者の指導監督などの事務を行う。 | 都市整備局 | 20回 | 都 | 都 | 都 |
| ⑥ - 13 | 二級建築士・木造建築士の試験などに関する事務 (建築士法) | 建築士法では、一級建築士、二級建築士及び木造建築士の制度を定めている。都は、建築士法に基づき、二級建築士及び木造建築士の試験、建築士及び建築士事務所の登録等の事務を行っている。また、建築士及び建築士事務所の業務の適正化を確保するため、建築士法に基づき指導監督等に関する事務を行っている。 | 都市整備局 | 19回 | 都 | 都 | 都 |
| ⑥ - 14 | 市町村に対する準景観地区の指定の同意などに関する事務 (景観法) | 市町村が準景観地区を指定する際、都道府県知事に協議し同意を得る必要がある。 | 都市整備局 | 19回 | 都 | 都 | 都 |
| ⑥ - 15 | 宅地造成に関する工事の許可などに関する事務 (宅地造成等規制法) | 宅地造成工事規制区域内での工事についての許可の事務を行う。 | 都市整備局 | 19回 | 対象外 (④-50で検討) | | |
| ⑥ - 16 | 土砂災害警戒区域の指定などに関する事務 (土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律) | 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、土砂災害から住民の生命を守るため、土砂災害のおそれがある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制などに関する事務を行う。 | 建設局 | 20回 | 都 | 都 | 都 |
| ⑥ - 17 | 高齢者円滑入居賃貸住宅の登録などに関する事務 (高齢者の居住の安定確保に関する法律) | 高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づき、高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づき、高齢者の居住の安定の確保を図るため高齢者円滑入居賃貸住宅の登録などの事務を行う。 | 都市整備局 | 20回 | 都 | 区 | 是非 |
| ⑥ - 18 | 事業主体に対する指導監督などに関する事務 (公営住宅法) | 都は、区市町村が、公営住宅整備事業などの基幹事業に対する取組を進めると同時に、地域の実情に応じた様々な住宅施策を実施することができるよう、区市町村の取組を支援(地域住宅計画の共同作成、国費・都費に関する事務等)する。 | 都市整備局 | 19回 | 都 | 都 | 都 |
| ⑥ - 19 | 宅地建物取引主任者の試験などに関する事務 (宅地建物取引業法) | 宅地建物取引主任者資格試験に関する事務は、宅地建物取引業法第16条の2の規定に基づき、指定試験機関である(財)不動産適正取引推進機構に委任している。①宅地建物取引業者の免許の交付、取消、変更、監督等②宅地建物取引主任者の試験、宅地建物取引業審議会 | 都市整備局 | 19回 | 都 | 都 | 都 |

(注) 「結果」欄の「役割」は「都区の役割を見直す方向で検討」と方向性を整理したもの
また「是非」は「都区の役割の見直しの是非を引き続き検討」と方向性を整理したもの

| 事務名 | | 事業概要 | 所管局 | 幹事会 | 評価 | | |
|--------|--|--|-------|-----|----|---|----|
| | | | | | 都 | 区 | 結果 |
| ⑥ - 20 | 不動産鑑定業者の登録などに関する事務 (不動産の鑑定評価に関する法律) | 不動産の鑑定評価に関する法律に基づき、不動産の鑑定評価に関する法律に基づき、不動産鑑定業の登録及び都内に主たる事務所を置く大臣登録業者に関する経由事務などの事務を行う。 | 都市整備局 | 20回 | 都 | 都 | 都 |
| ⑥ - 21 | 不動産特定共同事業の許可などに関する事務 (不動産特定共同事業法) | 不動産特定共同事業法に基づき、不動産事務所を設置許可及び都内に主たる事務所を置く大臣許可の業者に関する経由事務などの事務を行う。 | 都市整備局 | 20回 | 都 | 都 | 都 |
| ⑥ - 22 | 都道府県国土利用計画の策定などに関する事務 (国土利用計画法) | 都道府県国土利用計画の策定、変更などの事務を行う。 | 都市整備局 | 19回 | 都 | 都 | 都 |
| ⑥ - 23 | 土地開発公社の定款の認可などに関する事務 (公有地の拡大の推進に関する法律) | 市町村が設立する土地開発公社に係る認可などの事務を行う。 | 総務局 | 19回 | 都 | 都 | 都 |
| ⑥ - 24 | 公害防止計画の作成などに関する事務 (環境基本法) | 法第17条に基づく法定計画として、現に公害が著しい地域等について公害防止を目的とする地域計画であり、環境大臣の指示により東京地域公害防止計画を策定する。策定に係る庁内関係部署・区市等との調整、環境省との協議、毎年の現況調査等の事務を行う。 | 環境局 | 19回 | 都 | 都 | 都 |
| ⑥ - 25 | 公害審査会の設置などに関する事務 (公害紛争処理法) | 公害審査会は、民事上の公害紛争を裁判外で迅速かつ適正に解決することを目的として都道府県に設置されている(知事の附属機関)。 | 環境局 | 19回 | 都 | 都 | 都 |
| ⑥ - 26 | 窒素酸化物総量削減計画の策定などに関する事務 (自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法) | 自動車NOx・PM法に基づき、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る環境基準を平成22年度までに全ての測定局で達成することを目標として、ディーゼル車規制など単体対策の推進のほか、TDMや道路ネットワークの整備などの施策の実施により、NOx・PMの総量を削減する計画を策定する。 | 環境局 | 19回 | 都 | 都 | 都 |
| ⑥ - 27 | 上乗せ基準の設定などに関する事務 (大気汚染防止法) | 大気汚染を防止するため、条例でより厳しい基準を定めることができる。 | 環境局 | 19回 | 都 | 都 | 都 |
| ⑥ - 28 | 上乗せ基準の設定などに関する事務 (水質汚濁防止法) | 水質汚濁防止対策を推進するため、上乗せ排水基準の設定及び水質汚濁防止法対象外の項目や施設に対し、条例により規制を行う。 | 環境局 | 19回 | 都 | 都 | 都 |
| ⑥ - 29 | 温泉の掘削、動力装置の許可などに関する事務 (温泉法) | 温泉をゆう出させる目的で行う土地を掘削、増掘又は動力の装置に係る許可、立入検査等を行う。 | 環境局 | 19回 | 都 | 都 | 都 |
| ⑥ - 30 | 上乗せ基準の設定などに関する事務 (ダイオキシン類対策特別措置法) | ダイオキシン類対策特別措置法による規制基準値では良好な環境が維持できない場合、自治体の条例によりダイオキシン類対策特別措置法で定める基準値より厳しい基準値を定める事が出来る。ダイオキシン類対策特別措置法の規制対象以外についても規制対象とする場合もある。 | 環境局 | 19回 | 都 | 都 | 都 |
| ⑥ - 31 | 廃棄物再生事業者の登録に関する事務 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律) | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、廃棄物再生事業者の登録の事務を行う。 | 環境局 | 20回 | 都 | 区 | 是非 |
| ⑥ - 32 | 解体工事業者の登録などに関する事務 (建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律) | 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき、解体工事業者の登録などに関する事務を行う。 | 都市整備局 | 20回 | 都 | 都 | 都 |
| ⑥ - 33 | 引取業者の登録などに関する事務 (再掲) | ※②-6～区分変更 | | | | | |

(注) 「結果」欄の「役割」は「都区の役割を見直す方向で検討」と方向性を整理したもの
また「是非」は「都区の役割の見直しの是非を引き続き検討」と方向性を整理したもの

| 事務名 | | 事業概要 | 所管局 | 幹事会 | 評価 | | |
|--------|---|---|-------|-----|-----|---|----|
| | | | | | 都 | 区 | 結果 |
| ⑥ - 34 | 第一種フロン類回収業者の登録などに関する事務 (特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律) | 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律に基づき、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律に基づき、フロン類の回収業者等の登録、フロン類の破壊業者の許可及び事業者に対する立入検査の実施などの事務を行う。 | 環境局 | 20回 | 都 | 都 | 都 |
| ⑥ - 35 | 浄化槽検査機関の指定などに関する事務 (浄化槽法) | 浄化槽工事業者の登録及び水質検査を行う検査機関の指定等を行う。 | 環境局 | 19回 | 都 | 都 | 都 |
| ⑥ - 36 | 都道府県自然環境保全審議会に関する事務 (自然環境保全法) | 自然保護条例及び自然環境関連法令に基づく案件を審議する本審議会及び各部会(計画、規制、鳥獣、温泉部会)の開催(本審議会年3回程度、部会年15回程度)及び運営管理、委員の選任及び解任、委員報酬等の支払い等を行う。 | 環境局 | 19回 | 都 | 都 | 都 |
| ⑥ - 37 | 国定公園に関する公園事業の執行などに関する事務 (自然公園法) | 国定公園の保護又は利用のための施設に関する事業を行う。 | 環境局 | 19回 | 対象外 | | |
| ⑥ - 38 | 鳥獣保護事業計画の策定などに関する事務 (鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律) | 国の定める基本指針に基づき、鳥獣保護事業計画及び特定鳥獣保護管理計画の策定等を行う。 | 環境局 | 19回 | 都 | 都 | 都 |
| ⑥ - 39 | 製造保安責任者試験等の実施などに関する事務 (高圧ガス保安法) | 製造保安責任者試験、販売主任者試験の実施に関する事務を行う。 | 環境局 | 19回 | 都 | 都 | 都 |
| ⑥ - 40 | 液化石油ガス設備士試験の実施などに関する事務 (液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律) | 液化石油ガス設備士試験の実施に関する事務を行う。 | 環境局 | 19回 | 都 | 都 | 都 |
| ⑥ - 41 | 火薬類取扱保安責任者に係る試験などに関する事務 (火薬類取締法) | 丙種火薬類製造責任者試験、火薬類取扱保安責任者試験の実施に関する事務を行う。 | 環境局 | 19回 | 都 | 都 | 都 |
| ⑥ - 42 | 猟銃製造業者等の許可などに関する事務 (武器等製造法) | 武器等製造法に基づき猟銃等の製造、販売事業について、法令に定めた技術基準に適合しているか否かを審査し、適合している場合は許可を行う。また、猟銃等の保管・取扱が適正に確保されているか等の立入検査・指導を実施している。 | 環境局 | 19回 | 都 | 都 | 都 |
| ⑥ - 43 | 電気工事士免状の交付などに関する事務 (電気工事士法) | 電気工事士法第4条に基づき、第一種電気工事士免状及び第二種電気工事士免状の交付を行う。また、免状の紛失等に伴う免状の再交付、氏名変更に伴う免状の書換え事務を行う。 | 環境局 | 19回 | 都 | 都 | 都 |
| ⑥ - 44 | 電気工事業者の登録などに関する事務 (電気工事業の業務の適正化に関する法律) | 電気工事業の業務の適正化に関する法律に基づき、一般家庭、商店等及びビル、工場等の電気工作物の保安を確保するため、電気工事業を営む者の登録、各種届出書の受理及び電気工事業者の業務の規制などの事務を行う。 | 環境局 | 20回 | 都 | 都 | 都 |
| ⑥ - 45 | 電気用品販売業者の立入検査などに関する事務 (電気用品安全法) | 電気用品販売事業者に対する立入検査などの事務を行う。 | 環境局 | 19回 | 対象外 | | |
| ⑥ - 46 | 都道府県老人福祉計画の策定などに関する事務 (老人福祉法) | 市町村老人福祉計画の達成に資するため、各区市町村を通ずる広域的な見地から、老人福祉事業の供給体制の確保に関する計画の策定等を行う。 | 福祉保健局 | 19回 | 都 | 都 | 都 |

(注) 「結果」欄の「役割」は「都区の役割を見直す方向で検討」と方向性を整理したもの
また「是非」は「都区の役割の見直しの是非を引き続き検討」と方向性を整理したもの

| 事務名 | 事業概要 | 所管局 | 幹事会 | 評価 | | |
|--|---|-------|-----|-----|---|----|
| | | | | 都 | 区 | 結果 |
| ⑥ - 47 介護保険審査会の設置などに関する事務 (介護保険法) | 介護保険審査会の設置及び介護支援専門員の登録・試験・研修に関する事務、都道府県介護保険事業支援計画の策定等を行う。 | 福祉保健局 | 19回 | 都 | 都 | 都 |
| ⑥ - 48 都道府県医療費適正化計画の策定などに関する事務 (高齢者の医療の確保に関する法律) | 国の医療費適正化基本方針に即して、5年ごとに都道府県における医療費適正化を推進するための計画策定、後期高齢者医療審査会の設置、保険医療機関等の指導等を行う。 | 福祉保健局 | 19回 | 都 | 都 | 都 |
| ⑥ - 49 市町村が設置する障害者支援施設に対する監督などに関する事務 (障害者自立支援法) | 適正な事業運営及び施設運営を図ることを目的として、特別区が設置した障害者支援施設の長に対して、都道府県知事が報告の徴収や立入検査、事業の停止や廃止を命ずること。 | 福祉保健局 | 19回 | 都 | 都 | 都 |
| ⑥ - 50 身体障害者更生相談所の設置などに関する事務 (身体障害者福祉法) | 市町村の更生援護の実施に関して、市町村相互間の連絡調整や必要な援助等を行うこと。 | 福祉保健局 | 19回 | 対象外 | | |
| ⑥ - 51 知的障害者更生相談所の設置などに関する事務 (知的障害者福祉法) | 市町村の更生援護の実施に関して、市町村相互間の連絡調整や必要な援助等を行うこと。 | 福祉保健局 | 19回 | 対象外 | | |
| ⑥ - 52 精神科病院の設置などに関する事務 (精神保健及び精神障害者福祉に関する法律) | 精神科病院を設置すること。都では都立松沢病院を設置している。市町村に対する必要な援助及び市町村相互間の連絡調整を行うこと。 | 福祉保健局 | 19回 | 都 | 都 | 都 |
| ⑥ - 53 保育士試験の実施などに関する事務 (児童福祉法) | 保育士試験を実施し、保育士証の交付及び保育士登録簿の整備などを行う。 | 福祉保健局 | 19回 | 都 | 都 | 都 |
| ⑥ - 54 婦人相談所の設置などに関する事務 (売春防止法) | 「東京都女性相談センター」を設置し、婦人相談員による相談業務及び一時保護などを行う。 | 福祉保健局 | 19回 | 都 | 都 | 都 |
| ⑥ - 55 不妊手術又は人工妊娠中絶の結果の届出の受理などに関する事務 (母体保護法) | 不妊手術又は人工妊娠中絶を行った医師に義務付けられている都道府県知事に対する届出を受理する。 | 福祉保健局 | 19回 | 対象外 | | |
| ⑥ - 56 児童手当に要する費用の負担などに関する事務 (児童手当法) | 児童を養育する者に対し区が支給する児童手当の費用について、区からの申請に基づき国の法定負担分の交付申請などを行う。 | 福祉保健局 | 19回 | 都 | 都 | 都 |
| ⑥ - 57 児童扶養手当に要する費用の負担などに関する事務 (児童扶養手当法) | 父と生計を同じくしていない児童に対し区が支給する児童扶養手当の費用について、区からの申請に基づき国の法定負担分の交付申請などを行う。 | 福祉保健局 | 19回 | 都 | 都 | 都 |
| ⑥ - 58 受給資格及び手当の額の認定などに関する事務 (特別児童扶養手当等の支給に関する法律) | 特別児童扶養手当の受給資格及び手当の額について、手帳又は医師の診断書に基づき障害の程度を認定する。なお、認定事務は東京都心身障害者福祉センターで行っており、申請者から提出された診断書に基づき、東京都の医師が審査し認定している。 | 福祉保健局 | 20回 | 都 | 区 | 是非 |
| ⑥ - 59 教育、保育等を総合的に提供する施設の認定などに関する事務 (就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律) | 認定こども園の認定などを行う。 | 福祉保健局 | 21回 | 区 | 区 | 区 |
| ⑥ - 60 市町村が行う同法の施行に関する事務についての監査などに関する事務 (生活保護法) | 市町村が行う生活保護事務について検査、指示及び助言を行い、より適正かつ効率的に運営できるよう指導援助する。 | 福祉保健局 | 19回 | 都 | 都 | 都 |

(注) 「結果」欄の「役割」は「都区の役割を見直す方向で検討」と方向性を整理したもの
また「是非」は「都区の役割の見直しの是非を引き続き検討」と方向性を整理したもの

| 事務名 | | 事業概要 | 所管局 | 幹事会 | 評価 | | |
|--------|---|--|-------|-----|-----|---|----|
| | | | | | 都 | 区 | 結果 |
| ⑥ - 61 | 国民健康保険の保険者に対する指導などに関する事務 (国民健康保険法) | 保険者が行う国保事業が健全に運営されるよう、報告の徴収及び実地検査、必要な指導等を行う。また、国保組合・国保連の設立認可、保険医療機関等の指導、国保審査会の設置等を行う。 | 福祉保健局 | 19回 | 都 | 都 | 都 |
| ⑥ - 62 | 都道府県福祉人材センターの指定などに関する事務 (社会福祉法) | 社会福祉事業の従事者確保を目的に設立された社会福祉法人を、都道府県ごとに1ヶ所に限り福祉人材センターとして指定・監督等を行う。また、都道府県地域福祉支援計画(任意)を策定する。 | 福祉保健局 | 19回 | 都 | 都 | 都 |
| ⑥ - 63 | 被爆者健康手帳の交付などに関する事務 (原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律) | 被爆事実を証明できる書類、申請者本人、証明人からの事情聴取や関係資料を基に事実確認し、被爆者健康手帳の交付等を行う。 | 福祉保健局 | 19回 | 都 | 都 | 都 |
| ⑥ - 64 | 恩給調査進達などに関する事務 (恩給法) | 旧軍人・軍属等及びこれらの遺族に関する各種恩給請求の受付、履歴調査並びに進達事務。 | 福祉保健局 | 19回 | 都 | 都 | 都 |
| ⑥ - 65 | 遺族年金等調査進達などに関する事務 (戦傷病者戦没者遺族等援護法) | 戦傷病者や戦没者の遺族に対する各種年金や一時金の請求書等の受理、調査、進達事務。 | 福祉保健局 | 19回 | 都 | 都 | 都 |
| ⑥ - 66 | 人材確保支援計画の策定などに関する事務 (地域保健法) | 町村の申出に基づき、地域保健対策を円滑に実施するための人材確保または資質向上の支援に関する計画を定めることができる。 | 福祉保健局 | 19回 | 対象外 | | |
| ⑥ - 67 | 都道府県健康増進計画の策定などに関する事務 (健康増進法) | 国が策定する基本方針を勘案し、都道府県の住民の健康の増進の推進に関する施策についての基本的な計画を策定する。 | 福祉保健局 | 19回 | 都 | 都 | 都 |
| ⑥ - 68 | 栄養士の免許交付などに関する事務 (栄養士法) | 厚生労働大臣の指定した養成施設(都内は31施設)において栄養士として必要な知識及び技能を修得した者に対して免許を交付し、栄養士名簿の整備などを行う。 | 福祉保健局 | 19回 | 都 | 都 | 都 |
| ⑥ - 69 | 予防接種の実施の指示などに関する事務 (予防接種法) | 市町村長は保健所長(特別区の場合は都知事)の指示を受けて、定期予防接種(ジフテリア、百日せき、ポリオ、麻しん、風しん、日本脳炎、破傷風、結核、インフルエンザ)を行う。 | 福祉保健局 | 19回 | 都 | 都 | 都 |
| ⑥ - 70 | クリーニング師免許試験の実施などに関する事務 (クリーニング業法) | クリーニングの業務が適正に行われるよう、営業者が衛生上講ずべき措置の基準を定める条例制定の事務を行う。 | 福祉保健局 | 21回 | 都 | 区 | 是非 |
| ⑥ - 71 | 条例による衛生上の措置の基準の制定などに関する事務 (理容師法) | 理容の業務が適正に行われるよう、営業者が衛生上講ずべき措置の基準を定めるなどの条例制定の事務を行う。 | 福祉保健局 | 21回 | 都 | 区 | 是非 |
| ⑥ - 72 | 条例による衛生上の措置の基準の制定などに関する事務 (美容師法) | 美容の業務が適正に行われるよう、営業者が衛生上講ずべき措置の基準を定めるなどの条例制定の事務を行う。 | 福祉保健局 | 21回 | 都 | 区 | 是非 |
| ⑥ - 73 | 水道事業認可(給水人口が五万人を超えるものを除く)などに関する事務 (水道法) | 飲料水の安全を確保するため、水道事業(6事業)、簡易水道事業(15事業)の認可を行うこと。 | 福祉保健局 | 19回 | 対象外 | | |
| ⑥ - 74 | 調理師試験の実施などに関する事務 (調理師法) | 調理師試験、免許の交付、従事者届の受理等を実施。 | 福祉保健局 | 19回 | 都 | 都 | 都 |
| ⑥ - 75 | 製菓衛生師試験の実施などに関する事務 (製菓衛生師法) | 製菓衛生師試験、免許の交付に関する事務等を実施。 | 福祉保健局 | 19回 | 都 | 都 | 都 |

(注) 「結果」欄の「役割」は「都区の役割を見直す方向で検討」と方向性を整理したもの
また「是非」は「都区の役割の見直しの是非を引き続き検討」と方向性を整理したもの

| 事務名 | | 事業概要 | 所管局 | 幹事会 | 評価 | | |
|--------|---|--|-------|-----|-----|----|----|
| | | | | | 都 | 区 | 結果 |
| ⑥ - 76 | 狂犬病発生時の厚生労働大臣への報告及び隣接都道府県知事への通報などに関する事務 (狂犬病予防法) | 狂犬病発生時に、狂犬病のまん延防止を図るため、都道府県知事は、保健所長からの報告を受け、厚生労働大臣へ報告し、かつ隣接都道府県知事へ通報を行うこと。 | 福祉保健局 | 19回 | 対象外 | | |
| ⑥ - 77 | 動物愛護管理推進計画の策定などに関する事務 (動物の愛護及び管理に関する法律) | 環境大臣の定める基本指針に即して、都道府県の区域内における動物の愛護及び管理に関する施策を推進するための計画を定める。 | 福祉保健局 | 19回 | 都 | 都 | 都 |
| ⑥ - 78 | 医療計画策定などに関する事務 (医療法) | 厚生労働大臣の定める基本方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るための計画を定める。また、都道府県審議会を設置する。 | 福祉保健局 | 19回 | 都 | 都 | 都 |
| ⑥ - 79 | 准看護師試験の実施などに関する事務 (保健師助産師看護師法) | 准看護師試験を実施し、免許の交付及び准看護師籍の整備を行う。 | 福祉保健局 | 19回 | 都 | 都 | 都 |
| ⑥ - 80 | 歯科衛生士届出の受理などに関する事務 (歯科衛生士法) | 歯科衛生士学校養成所が行う主務大臣への申請等の経由事務などを行う。 | 福祉保健局 | 19回 | 都 | 都 | 都 |
| ⑥ - 81 | 歯科技工士届出の受理などに関する事務 (歯科技工士法) | 厚生労働大臣が行う試験を第1号法定受託事務として実施する。免許の申請等の経由及び歯科技工士学校養成所が行う申請等の経由事務などを行う。 | 福祉保健局 | 19回 | 都 | 都 | 都 |
| ⑥ - 82 | 地方薬事審議会の設置などに関する事務 (薬事法) | 一般用医薬品の販売等を担う登録販売者としての資質を確認するための試験及び登録を行う。 | 福祉保健局 | 21回 | 都 | 都 | 都 |
| ⑥ - 83 | 薬剤師届出の受理などに関する事務 (薬剤師法) | 薬剤師が隔年で厚生労働省大臣に対して行う、業務従事者届の経由を行う。 | 福祉保健局 | 19回 | 都 | 都 | 都 |
| ⑥ - 84 | 毒物又は劇物の販売業の登録などに関する事務 (毒物及び劇物取締法) | 毒物劇物取扱者試験を実施。 | 福祉保健局 | 19回 | 都 | 都 | 都 |
| ⑥ - 85 | 麻薬卸売業者などの免許交付などに関する事務 (麻薬及び向精神薬取締法) | 麻薬卸売業者等の免許を与え、監督及び麻薬中毒者に対する措置を行う。また、向精神薬卸売業者等の免許を与え、向精神薬試験研究施設設置者の登録を行う。 | 福祉保健局 | 19回 | 都 | 都 | 都 |
| ⑥ - 86 | 大麻取扱者の免許交付などに関する事務 (大麻取締法) | 大麻取扱者(大麻栽培者及び大麻研究者)に免許を与え、必要な監督等を実施する。 | 福祉保健局 | 19回 | 都 | 都 | 都 |
| ⑥ - 87 | 覚せい剤施用機関の指定などに関する事務 (覚せい剤取締法) | 覚せい剤施用機関(診療上覚せい剤の施用を必要とする病院又は診療所)及び覚せい剤研究者等を指定し、必要な監督等を実施する。 | 福祉保健局 | 19回 | 都 | 都 | 都 |
| ⑥ - 88 | 定期健康診断等の実施の指示などに関する事務 (感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律) | 市町村長は保健所長(特別区の場合は都知事)の指示を受けて、定期の健康診断を行う。 | 福祉保健局 | 19回 | 都 | 都 | 都 |
| ⑥ - 89 | 組織変更の届出の受理などに関する事務 (中小企業団体の組織に関する法律) | 商工組合の組織変更の届出等協業組合から事業協同組合への組織変更の届出等 | 産業労働局 | 20回 | 都 | 都区 | 是非 |
| ⑥ - 90 | 認可取消に係る清算人の選任などに関する事務 (中小企業等協同組合法) | 火災共済協同組合、信用協同組合、協同組合連合会等の認可など組合が解散したときの清算人の選任など都道府県中央会に関する事務 | 産業労働局 | 19回 | 都 | 都 | 都 |

(注) 「結果」欄の「役割」は「都区の役割を見直す方向で検討」と方向性を整理したもの
また「是非」は「都区の役割の見直しの是非を引き続き検討」と方向性を整理したもの

| 事務名 | | 事業概要 | 所管局 | 幹事会 | 評価 | | |
|---------|--|---|-------|-----|-----|---|----|
| | | | | | 都 | 区 | 結果 |
| ⑥ - 91 | 決算関係書類の提出受領などに関する事務 (商工会法) | 商工会の決算関係書類を確認の上受領する。 | 産業労働局 | 19回 | 対象外 | | |
| ⑥ - 92 | 収支決算、事業の状況等の報告徴取などに関する事務 (商工会議所法) | 商工会議所の収支決算、事業の状況等の書類を確認の上受領する。 | 産業労働局 | 19回 | 対象外 | | |
| ⑥ - 93 | 採石業者の登録などに関する事務 (採石法) | 採石業者の登録、採取計画の認可、指導等の事務を行う。 | 産業労働局 | 19回 | 対象外 | | |
| ⑥ - 94 | 砂利採取業者の登録などに関する事務 (砂利採取法) | 砂利採取業者の登録、採取計画の認可、指導等の事務を行う。 | 産業労働局 | 19回 | 対象外 | | |
| ⑥ - 95 | 貸金業の登録などに関する事務 (貸金業法) | 貸金業法に基づき、資金需要者等の利益の保護を図るため、貸金業の登録や登録業者の指導、立入検査などの事務を行う。 | 産業労働局 | 20回 | 都 | 都 | 都 |
| ⑥ - 96 | 旅行業の登録などに関する事務 (旅行業法) | 旅行業法に基づき、旅行の安全の確保を図るため、旅行業又は旅行業者代理店の登録などの事務を行う。 | 産業労働局 | 20回 | 都 | 都 | 都 |
| ⑥ - 97 | 通訳案内士の登録などに関する事務 (通訳案内士法) | 通訳案内士法に基づき、外国人観光客に対する接遇の向上を図るため、通訳案内士の登録などの事務を行う。 | 産業労働局 | 20回 | 都 | 都 | 都 |
| ⑥ - 98 | 国際観光ホテルへの立入検査などに関する事務 (国際観光ホテル整備法) | 国際観光ホテル整備法に基づき、外客に対する接遇の充実を図るため、国際観光ホテルに対し立入検査などの事務を行う。 | 産業労働局 | 20回 | 都 | 区 | 是非 |
| ⑥ - 99 | 農業振興地域整備基本方針の作成などに関する事務 (農業振興地域の整備に関する法律) | 農業振興地域整備基本方針の作成、国への協議などに関する事務を行う。 | 産業労働局 | 19回 | 対象外 | | |
| ⑥ - 100 | 普及指導センターの設置などに関する事務 (農業改良助長法) | 地域の特性に即した農業の振興を図るため普及指導センターの設置等に関する事務を行う。 | 産業労働局 | 19回 | 都 | 都 | 都 |
| ⑥ - 101 | 土地改良区の設立の認可などに関する事務 (土地改良法) | 土地改良区の設立、合併、解散に係る認可などに関する事務を行う。 | 産業労働局 | 19回 | 都 | 都 | 都 |
| ⑥ - 102 | 買収令書の交付及び縦覧などに関する事務 (農地法) | 買収令書の作成、交付、農業委員会への謄本送付などに関する事務を行う。 | 産業労働局 | 19回 | 都 | 都 | 都 |
| ⑥ - 103 | 組合の信用事業規程の承認などに関する事務 (農業協同組合法) | 農業者の経済的社会的地位の向上を図るため農業協同組合等が行う信用事業規程の承認等に関する事務を行う。 | 産業労働局 | 19回 | 都 | 都 | 都 |
| ⑥ - 104 | 家畜商の免許などに関する事務 (家畜商法) | 業務の健全な運営を図るため家畜商の免許の交付等に関する事務を行う。 | 産業労働局 | 19回 | 都 | 都 | 都 |
| ⑥ - 105 | 家畜保健衛生所の設置などに関する事務 (家畜保健衛生所法) | 地方における家畜衛生の向上を図るため家畜保健衛生所の設置等に関する事務を行う。 | 産業労働局 | 19回 | 都 | 都 | 都 |
| ⑥ - 106 | 地域森林計画の策定などに関する事務 (森林法) | 森林の保続培養と森林生産力の増進を図るため地域森林計画の策定等に関する事務を行う。 | 産業労働局 | 19回 | 対象外 | | |
| ⑥ - 107 | 都道府県連合会の監査規程の承認 (森林組合法) | 森林組合連合会の業務又は会計の状況の検査などに関する事務を行う。 | 産業労働局 | 19回 | 対象外 | | |
| ⑥ - 108 | 保護水面の指定などに関する事務 (水産資源保護法) | 水産資源の保護培養を図るため保護水面の指定や管理、管理計画の策定等に関する事務を行う。 | 産業労働局 | 19回 | 都 | 都 | 都 |

(注) 「結果」欄の「役割」は「都区の役割を見直す方向で検討」と方向性を整理したもの
また「是非」は「都区の役割の見直しの是非を引き続き検討」と方向性を整理したもの

| 事務名 | 事業概要 | 所管局 | 幹事会 | 評価 | | | |
|---------|---|---|--------|-----|-----|----|---|
| | | | | 都 | 区 | 結果 | |
| ⑥ - 109 | 漁船の登録などに関する事務 (漁船法) | 漁船の性能向上を図るため漁船の建造、改造の許可や漁船の登録、検認等に関する事務を行う。 | 産業労働局 | 19回 | 都 | 都 | 都 |
| ⑥ - 110 | 職業転換給付金の支給などに関する事務 (雇用対策法) | 労働者の職業の安定と経済的社会的地位の向上を図るため、職業転換給付金の支給等に関する事務を行う。 | 産業労働局 | 19回 | 都 | 都 | 都 |
| ⑥ - 111 | 障害者雇用支援センターの指定などに関する事務 (障害者の雇用の促進等に関する法律) | 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、障害者の職業の安定を図るため、障害者就業・生活支援センターの指定及び監督などの事務を行う。 | 産業労働局 | 20回 | 都 | 都 | 都 |
| ⑥ - 112 | 都道府県職業能力開発計画の策定などに関する事務 (職業能力開発促進法) | 職業の安定と労働者の地位の向上を図るため職業能力開発計画の策定等に関する事務を行う。 | 産業労働局 | 19回 | 都 | 都 | 都 |
| ⑥ - 113 | 都道府県卸売市場整備計画の策定などに関する事務 (卸売市場法) | 農林水産大臣の定める「卸売市場整備基本方針」及び「中央卸売市場整備計画」に即して都道府県卸売市場整備計画を定め、卸売市場の整備を計画的に実施することに関する事務、都道府県卸売市場審議会に関する事務。 | 中央卸売市場 | 19回 | 都 | 都 | 都 |
| ⑥ - 114 | 教育委員会の設置に関する事務 (地方自治法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律) | 都道府県は教育委員会を設置する。 | 教育庁 | 19回 | 都 | 都 | 都 |
| ⑥ - 115 | 学校の設置の届出受理などに関する事務 (学校教育法) | 市町村の設置する幼稚園、小中学校等は都教委が、私立の幼稚園等は都知事が認可する。 | 教育庁 | 20回 | 対象外 | | |
| ⑥ - 116 | 県費負担教職員の定数の設定などに関する事務 (地方教育行政の組織及び運営に関する法律・公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律) | 教職員定数は、都道府県の条例で定める。市町村別・種類ごとの定数は都教委が定める。 | 教育庁 | 19回 | 区 | 区 | 区 |
| ⑥ - 117 | 県費負担教職員の給与の負担などに関する事務 (市町村立学校職員給与負担法) | 市町村立学校職員の給与等は都道府県の負担とする。 | 教育庁 | 19回 | 区 | 区 | 区 |
| ⑥ - 118 | 学校給食の開設等の届出受理などに関する事務 (学校給食法) | 市町村立小中学校等の学校給食の開設、廃止等の届出を受理する。 | 教育庁 | 19回 | 都 | 都 | 都 |
| ⑥ - 119 | 教員免許状の授与などに関する事務 (教育職員免許法) | 教育職員免許状の授与、検定、更新、書換え又は再交付及び授与証明書等に関する事務を行う。 | 教育庁 | 19回 | 都 | 都 | 都 |
| ⑥ - 120 | 私立学校審議会の設置などに関する事務 (私立学校法) | 都道府県知事が所轄する私立学校に関する設置、廃止等を行う場合は、あらかじめ私立学校審議会の意見を聴かなければならない。 | 生活文化局 | 19回 | 都 | 都 | 都 |
| ⑥ - 121 | 学校法人からの報告徴収などに関する事務 (私立学校振興助成法) | 私立学校振興助成法の規定により助成を受ける学校法人に対して、会計の状況の検査、是正命令等を行う。 | 生活文化局 | 19回 | 都 | 都 | 都 |
| ⑥ - 122 | 区市町村立公民館の職員研修などに関する事務 (社会教育法) | 公民館職員の研修、法人の設置する公民館の事業停止命令等に関する事務を行う。 | 教育庁 | 19回 | 対象外 | | |
| ⑥ - 123 | 地域生涯学習振興基本構想の作成などに関する事務 (生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律) | 都道府県内における地域生涯学習振興基本構想の作成、生涯学習審議会の設置に関する事務を行う。 | 教育庁 | 19回 | 都 | 都 | 都 |

(注) 「結果」欄の「役割」は「都区の役割を見直す方向で検討」と方向性を整理したもの
また「是非」は「都区の役割の見直しの是非を引き続き検討」と方向性を整理したもの

| 事務名 | 事業概要 | 所管局 | 幹事会 | 評価 | | | |
|---------|--|---|-------|-----|---|----|----|
| | | | | 都 | 区 | 結果 | |
| ⑥ - 124 | 国民体育大会の共同開催などに関する事務 (スポーツ振興法) | 国民の心身の健全な発達を図るため国民体育大会等に関する事務を行う。 | 総務局 | 19回 | 都 | 都 | 都 |
| ⑥ - 125 | 重要文化財の管理又は修復の指揮監督などに関する事務 (文化財保護法) | 文化財保護法に基づき、重要文化財の保存管理又は修理についての指揮監督などの事務を行う。 | 教育庁 | 20回 | 都 | 都区 | 是非 |
| ⑥ - 126 | 銃砲刀剣類の登録などに関する事務 (銃砲刀剣類所持等取締法) | 銃砲刀剣類所持等取締法に基づき、美術品若しくは骨とう品として価値のある古式鉄砲又は美術品として価値のある刀剣類の登録などに関する事務を行う。 | 教育庁 | 20回 | 都 | 都 | 都 |
| ⑥ - 127 | 割賦販売事業者に対する立入検査などに関する事務 (割賦販売法) | 営業所及び代理店が一の都道府県内のみにある場合に、割賦販売業者等に対する立入検査等を行う。 | 生活文化局 | 20回 | 都 | 都 | 都 |
| ⑥ - 128 | 訪問販売事業者等に対する指示などに関する事務 (特定商取引に関する法律) | 不適正な取引を行なっている疑いのある事業者を調査し、必要に応じて事業者指導、行政処分等を行い、不適正取引による消費者被害の未然・拡大防止を図る。 | 生活文化局 | 20回 | 都 | 都 | 都 |
| ⑥ - 129 | 消費生活協同組合の設立認可などに関する事務 (消費生活協同組合法) | 消費生活協同組合法に基づき、組合設立の認可、検査等を行うほか、東京都生活協同組合連合会と連携を図りながら、管理運営に関する助言指導、管理運営状況等の調査等を行う。 | 生活文化局 | 20回 | 都 | 都 | 都 |
| ⑥ - 130 | 不適正表示の申出の受理などに関する事務 (家庭用品品質表示法) | 主たる事務所及び店舗が複数区にある販売業者について、家庭用品の適正表示のための指示、公表等を行う。 | 生活文化局 | 19回 | 都 | 都 | 都 |
| ⑥ - 131 | 公正取引委員会への措置要求などに関する事務 (不当景品類及び不当表示防止法) | 不当な景品類・表示による顧客の誘引を防止するため、事業者に対する指示、立入検査等を行う。また、違反行為の是正指導などに従わない場合には、公正取引員会に対し、措置請求を行う。 | 生活文化局 | 20回 | 都 | 都 | 都 |
| ⑥ - 132 | 宗教法人の認証などに関する事務 (宗教法人法) | 宗教法人の設立規則の認証、規則変更、合併・解散の認証、裁判所に対する解散命令の請求などを行う。 | 生活文化局 | 20回 | 都 | 都 | 都 |
| ⑥ - 133 | 公益法人の認定などに関する事務 (民法) | 公益目的事業を行う一般社団法人又は一般財団法人の公益認定、事業運営に係る監督等を行う。 | 生活文化局 | 20回 | 都 | 都 | 都 |
| ⑥ - 134 | 特定非営利活動法人の認証などに関する事務(2以上の市町村の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人に係るものに限る。) (特定非営利活動促進法) | 特定非営利活動法人に関する設立等の認証申請書の受理・認証、届出書類等の受理及び法人指導・監督などの事務を行う。 | 生活文化局 | 19回 | 都 | 都 | 都 |
| ⑥ - 135 | 旅券の作成などに関する事務 (旅券法) | 国の発給の指示による一般旅券の作成、及び記載事項の訂正、査証欄の増補等の事務を行う。 | 生活文化局 | 20回 | 都 | 区 | 是非 |
| ⑥ - 136 | 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画の策定などに関する事務 (配偶者からの暴力の防止及び保護に関する法律) | 国の基本方針に基づき、都道府県の配偶者暴力防止等の基本計画の策定を行う。 | 生活文化局 | 19回 | 都 | 都 | 都 |
| ⑥ - 137 | 計量器の検定などに関する事務 (計量法) | 特定計量器や車両等装置用計量器(タクシメーター)について、法で定める方法により検定や装置検査を行い、技術上の基準に適合するときは合格とし、検定証印や装置検査証印の付与を行う。 | 生活文化局 | 20回 | 都 | 都区 | 是非 |

(注) 「結果」欄の「役割」は「都区の役割を見直す方向で検討」と方向性を整理したもの
また「是非」は「都区の役割の見直しの是非を引き続き検討」と方向性を整理したもの

| 事務名 | 事業概要 | 所管局 | 幹事会 | 評価 | | |
|---------|------------------------------------|-----|-----|-----|---|----|
| | | | | 都 | 区 | 結果 |
| ⑥ - 138 | 行政書士試験の実施などに関する事務 (行政書士法) | 総務局 | 19回 | 都 | 都 | 都 |
| ⑥ - 139 | 警察事務などに関する事務 (警察法) | 警視庁 | 19回 | 都 | 都 | 都 |
| ⑥ - 140 | 公安委員会の設置に関する事務 (地方自治法、警察法) | 警視庁 | 19回 | 都 | 都 | 都 |
| ⑥ - 141 | 都道府県地域防災計画の作成などに関する事務 (災害対策基本法) | 総務局 | 19回 | 都 | 都 | 都 |
| ⑥ - 142 | 災害救助の実施などに関する事務 (災害救助法) | 総務局 | 19回 | 都 | 都 | 都 |
| ⑥ - 143 | 自衛隊派遣要請などに関する事務 (自衛隊法) | 総務局 | 19回 | 都 | 都 | 都 |
| ⑥ - 144 | 都道府県税の賦課徴収などに関する事務 (地方税法) | 主税局 | 19回 | 対象外 | | |
| ⑥ - 145 | 統計調査員の設置などに関する事務 (統計法) | 総務局 | 19回 | 都 | 都 | 都 |

(注) 「結果」欄の「役割」は「都区の役割を見直す方向で検討」と方向性を整理したもの
また「是非」は「都区の役割の見直しの是非を引き続き検討」と方向性を整理したもの

《 任意共管事務 》

この資料は、平成21年12月の第23回幹事会から平成23年1月の第28回幹事会までに検討された「任意共管事務（A～Gの事務：任意の判断により実施している事務や個別の法令で都と区のいずれもが行える事務など）」108項目について、検討結果の概要を取りまとめたものです。

（参考）都の局別検討状況

| 所管 | 計 | | | | | | |
|---------------------|-----|---|----|----|----|-----|-----|
| | | 区 | 役割 | 是非 | 都 | その他 | 対象外 |
| 知事本局 | 1 | | | | 1 | | |
| 青少年・治安対策本部 | 3 | | | 3 | | | |
| 総務局 | 6 | | | 2 | 1 | | 3 |
| 東京オリンピックパラリンピック招致本部 | 1 | | | | | | 1 |
| 生活文化局 | 7 | | | 2 | 5 | | |
| スポーツ振興局 | 3 | | | | 2 | | 1 |
| 都市整備局 | 19 | | | 9 | 8 | | 2 |
| 環境局 | 8 | | | 5 | 3 | | |
| 福祉保健局 | 41 | | | 12 | 27 | | 2 |
| 産業労働局 | 8 | | | 2 | 6 | | |
| 中央卸売市場 | 1 | | | | 1 | | |
| 建設局 | 1 | | | | 1 | | |
| 港湾局 | 1 | | | | 1 | | |
| 水道局 | 1 | | | 1 | | | |
| 教育庁 | 5 | | | 1 | 4 | | |
| 病院経営本部 | 1 | | | | 1 | | |
| 交通局 | 1 | | | | 1 | | |
| 合 計 | 108 | | | 37 | 62 | | 9 |

次頁以降の網掛けの色の分類

- 1 「黄色」は、「都区の役割の見直しの是非を引き続き検討する」と整理した事務。
- 2 「緑色」は、「都に残す方向で検討する」と整理した事務。
- 3 「赤色」は、「検討対象外」として整理した事務。

| 事務名 | | 事業概要 | 所管局 | 幹事会 | 評価 | | | |
|-----------|------|--|---|---------------------|-----|-----|----|----|
| | | | | | 都 | 区 | 結果 | |
| 2 任意共管事務 | | | | | | | | |
| 【総務分野など】A | | | | | | | | |
| A | - 1 | 都市外交の推進に関する事務(アジア大都市ネットワーク21など) (アジア大都市ネットワーク21規約等) | 姉妹友好都市をはじめとした海外諸都市との交流、「アジア大都市ネットワーク21」によるアジアの首都及び大都市との連携等を行う。 | 知事本局 | 28回 | 都 | 都 | 都 |
| A | - 2 | 治安対策に関する事務(防犯ネットワーク支援など) (東京都安全安心まちづくり条例等) | 都民の体感治安を改善するため、不法滞在外国人対策など犯罪のない東京の実現を目指した取組を推進している。また、「東京都安全・安心まちづくり条例」に基づき、安全・安心まちづくり等を推進している。 | 青少年・治安対策本部 | 23回 | 都 | 都区 | 是非 |
| A | - 3 | 青少年施策に関する事務(心の東京革命の推進など) (東京都青少年の健全な育成に関する条例等) | 青少年の自立性と社会性を育成するための環境を整備していくことを基本に、ひきこもり対策などの若者の自立、非行少年の立ち直り支援、東京都青少年・健全育成条例の運用等の取組を行う。 | 青少年・治安対策本部 | 23回 | 都 | 都区 | 是非 |
| A | - 4 | 交通安全対策に関する事務(集中的な渋滞対策、違法駐車対策の推進など) (交通安全対策基本法等) | 都内の区域における陸上交通の安全に関する施策を、長期的視野に立ち総合的に推進するための総合調整を行うとともに、交通安全に係る普及啓発や集中的な渋滞対策等を推進している。 | 青少年・治安対策本部 | 23回 | 都 | 都区 | 是非 |
| A | - 5 | 東京オリンピックの招致に関する事務 (東京都組織規程等) | 国際オリンピック委員会に対する招致活動、招致に向けた機運の醸成等を行う。 | 東京オリンピックパラリンピック招致本部 | 28回 | 対象外 | | |
| A | - 6 | 東京マラソン事業の補助に関する事務 | 東京マラソン組織委員会に対する補助等を行う。 | スポーツ振興局 | 28回 | 対象外 | | |
| A | - 7 | 情報基盤の整備に関する事務 (都区市町村IT推進協議会規約等) | 区市町村等と連携した電子自治体の構築、地域の情報化の推進等を行う。 | 総務局 | 28回 | 対象外 | | |
| A | - 8 | 公立大学法人首都大学東京の支援に関する事務 (地方独立行政法人法等) | 公立大学法人首都大学東京の業務の評価及び支援に関する事務、法人に対する指揮監督に関する事務を行う。 | 総務局 | 23回 | 都 | 都 | 都 |
| A | - 9 | 防災管理に関する事務 (東京都震災対策条例等) | 危機管理に係る情報の収集、調査、分析等に関する事務、防災に係る調査などの事務を行う。 | 総務局 | 23回 | 都 | 都区 | 是非 |
| A | - 10 | 統計に関する事務 (東京都財政収支調査要綱等) | 統計調査、統計の分析加工、統計情報の提供等を行う。 | 総務局 | 28回 | 対象外 | | |
| A | - 11 | 人権対策に関する事務 (人権教育及び人権啓発の推進に関する法律等) | 都民一人ひとりの人権が尊重される社会を実現するため、人権施策の企画立案や調整、人権尊重の理念等の普及啓発、研修、人権問題に係る相談などを行う。 | 総務局 | 23回 | 都 | 都区 | 是非 |
| A | - 12 | 病院事業に関する事務 (東京都立病院条例等) | | 病院経営本部 | 28回 | | | |
| | 1 | (1) 都立病院事業に関する事務 | 都立病院の運営を行う。 | | | 都 | 都 | 都 |
| | 2 | (1) 公私立病院事業に関する事務 | 地域病院の運営を行う財団法人東京都保健医療公社に対する指導監督、運営費の補助等を行う。 | | | 都 | 都 | 都 |
| A | - 13 | 交通事業に関する事務 (地方公営企業法・鉄道事業法等) | | 交通局 | 28回 | | | |
| | 1 | (1) 自動車運送事業に関する事務 | 乗合バス事業、貸切バス事業、特定バスによる旅客運送を行う。 | | | 都 | 都 | 都 |

(注) 「結果」欄の「是非」は「都区の役割の見直しの是非を引き続き検討」と方向性を整理したもの

| 事務名 | | | 事業概要 | 所管局 | 幹事会 | 評価 | | | |
|-------------------|-----|--------------|--|---|--------|-----|---|----|----|
| | | | | | | 都 | 区 | 結果 | |
| 2 | (1) | 軌道事業に関する事務 | 路面電車による旅客運送を行う。 | | | 都 | 都 | 都 | |
| 3 | (1) | 新交通事業に関する事務 | 新交通システムによる旅客運送を行う。 | | | 都 | 都 | 都 | |
| 4 | (1) | 懸垂電車事業に関する事務 | 懸垂電車(モノレール)による旅客運送を行う。 | | | 都 | 都 | 都 | |
| 5 | (1) | 高速電車事業に関する事務 | 地下高速電車による旅客運送を行う。 | | | 都 | 都 | 都 | |
| A | - | 14 | 工業用水道事業に関する事務 (工業用水道事業法等) | 工業用水等の供給を行う。 | 水道局 | 28回 | 都 | 都区 | 是非 |
| A | - | 15 | と場の管理運営に関する事務 (と畜場法等) | と場の管理運営、と畜解体業務を行う。 (都立芝浦屠場) | 中央卸売市場 | 28回 | 都 | 都 | 都 |
| 【生活・文化分野】B | | | | | | | | | |
| B | - | 1 | 専門相談に関する事務(一般・交通事故・外国人相談) (東京都都民相談事業実施要綱等) | 都民からの相談等に対し、適切な助言や情報提供を行う。 | 生活文化局 | 28回 | 都 | 都 | 都 |
| B | - | 2 | 国際交流の推進に関する事務 (東京都在日外国人支援事業助成実施要綱等) | 地域国際化推進検討委員会を設置し、地域国際化推進の課題を検討し、都政に反映させている。また、民間団体が行う在日外国人を支援する事業に助成する事務等を行う。 | 生活文化局 | 24回 | 都 | 都 | 都 |
| B | - | 3 | 市民活動の促進に関する事務 (コミュニティ助成事業実施要綱等) | ボランティア、NPO等の市民活動を促進するとともに、これらの団体との協働を推進する。 | 生活文化局 | 24回 | 都 | 都区 | 是非 |
| B | - | 4 | 男女平等参画推進に関する事務(東京ウィメンズプラザの管理運営など) (東京ウィメンズプラザ条例等) | 男女平等参画社会の実現に向け、東京ウィメンズプラザの管理運営等を行う。 | 生活文化局 | 24回 | 都 | 都 | 都 |
| B | - | 5 | 消費生活対策に関する事務(消費生活センター事業、公衆浴場対策など) (東京都消費生活条例等) | | 生活文化局 | 24回 | | | |
| | | 1 | (1) 消費生活対策に関する事務 | 消費生活の安定と向上のため、事業活動の適正化、消費者の支援等を行う。 | | | 都 | 都 | 都 |
| | | 2 | (1) 公衆浴場対策に関する事務 | 都民の入浴機会の確保、公衆浴場の転廃業の防止及び経営の安定を図るため、各種助成策を実施する。 | | | 都 | 都区 | 是非 |
| B | - | 6 | 私立学校教育の助成に関する事務(保護者負担軽減など) (私立学校振興助成法等) | 私立学校の教育条件の維持向上、保護者負担の軽減、経営の健全化等を図るため、各種の助成を行う。 | 生活文化局 | 24回 | 都 | 都区 | 是非 |
| B | - | 7 | 文化振興に関する事務(江戸東京博物館・写真美術館・現代美術館・東京文化会館の運営など) (東京都芸術文化発信事業助成金交付要綱等) | | 生活文化局 | 24回 | | | |
| | | 1 | (1) 文化振興に関する事務 | 文化の振興を図るため、アーティスト支援、文化行事等を行う。 | | | 都 | 都 | 都 |
| | | 2 | (1) 江戸東京博物館などの運営に関する事務 | 東京都江戸東京博物館、東京都写真美術館、東京都現代美術館及び東京都美術館の管理運営を行う。 | | | 都 | 都 | 都 |
| | | 3 | (1) 東京文化会館などの運営に関する事務 | 東京都文化会館及び東京芸術劇場の管理運営を行う。 | | | 都 | 都 | 都 |

(注) 「結果」欄の「是非」は「都区の役割の見直しの是非を引き続き検討」と方向性を整理したもの

| 事務名 | | 事業概要 | 所管局 | 幹事会 | 評価 | | | |
|-----------------------|------|---|---|---------|-----|-----|----|----|
| | | | | | 都 | 区 | 結果 | |
| B | - 8 | スポーツ施設の運営に関する事務 (東京都体育施設条例等) | 東京体育館、駒沢オリンピック公園総合運動場、東京武道館及び東京辰巳国際水泳場の管理運営を行う。 | スポーツ振興局 | 24回 | 都 | 都 | 都 |
| B | - 9 | 体育振興に関する事務(競技スポーツ基盤整備、広域スポーツセンター、スポーツ団体・大会補助など) (東京都スポーツ振興基本計画等) | スポーツ及びレクリエーションの普及振興を図り、都民の心身の健全な発達に寄与するため、スポーツ活動の推進等の事務を行う。 | スポーツ振興局 | 24回 | 都 | 都 | 都 |
| 【国土・都市基盤整備分野】C | | | | | | | | |
| C | - 1 | 建設副産物の再利用の促進に関する事務 (建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律等) | 公共工事土量調査、東京都建設発生土利用調整会議の運営、東京都建設リサイクル推進計画の策定等を行う。 | 都市整備局 | 28回 | 都 | 都 | 都 |
| C | - 2 | 都市基盤調査などに関する事務 (国土調査法等) | | 都市整備局 | 25回 | | | |
| | 1 | (1) 総合治水対策に関する事務 | 豪雨対策、雨水流出抑制等の総合的な治水対策を推進する。 | | | 都 | 都区 | 是非 |
| | 2 | (1) 外環に係わるまちづくりの調査に関する事務 | 東京外かく環状道路の計画区間の地下化に伴い、地上部街路、関連する沿線のまちづくり等について調査・検討を行う。 | | | 都 | 都 | 都 |
| C | - 3 | みどりの新戦略の推進に関する事務(民間による公園づくりの推進など) (公開空地等のみどりづくり指針等) | 東京の緑の充実を図るため、都市計画公園の整備推進、民設公園制度の普及促進等を行う。 | 都市整備局 | 25回 | 都 | 都区 | 是非 |
| C | - 4 | 都市高速鉄道の建設助成に関する事務 (東京都地下高速鉄道整備事業費補助交付要綱等) | 都市交通の混雑緩和と利便性の向上を図るため、東京都交通局及び東京地下鉄株が行う地下高速鉄道の新線建設、耐震補強及び大規模改良に対して、建設費の助成を行う。 | 都市整備局 | 26回 | 都 | 都 | 都 |
| C | - 5 | 首都高速道路整備事業に対する出資に関する事務 (独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法等) | 区部及びその周辺における自動車交通の円滑化を図り、首都機能を維持増進するため、首都高速道路の整備に対して出資を行い、事業を推進する。 | 都市整備局 | 25回 | 都 | 都 | 都 |
| C | - 6 | バス事業の助成に関する事務(バス走行環境改善システムの整備など) (東京都運輸事業振興助成交付金交付要綱等) | バス利用者の利便性の向上等を図るため、社団法人東京バス協会、バス事業者等に対して助成を行う。 | 都市整備局 | 28回 | 都 | 都 | 都 |
| C | - 7 | 新たな鉄道・新交通システムの整備に関する事務 (運輸政策審議会第18号答申等) | 混雑の緩和、速達性の向上、都市構造・都市機能の再編整備への対応等のため、事業者とともに鉄道・新交通システムの整備を推進する。 | 都市整備局 | 26回 | 都 | 都 | 都 |
| C | - 8 | 京急蒲田駅・日暮里駅鉄道駅総合改善事業費の補助に関する事務 (鉄道駅総合改善事業費補助交付要綱等) | 国の鉄道駅総合改善事業費補助制度により、鉄道駅の機能向上に係る事業費を補助する。 | 都市整備局 | 28回 | 都 | 都 | 都 |
| C | - 9 | 羽田空港再拡張に関する事務 (空港法等) | 羽田空港再拡張事業費の無利子貸付、羽田空港の国際化の推進等を行う。 | 都市整備局 | 28回 | 対象外 | | |
| C | - 10 | 地下駅火災対策施設の整備助成に関する事務 (地下駅火災対策設備費補助交付要綱等) | 国の地下鉄火災対策基準を満たしていない地下駅における火災対策施設の整備に対し、補助を行う。 | 都市整備局 | 28回 | 対象外 | | |
| C | - 11 | 都市開発資金の借入れなどに関する事務 (都市開発資金の貸付けに関する法律等) | 都市計画道路・公園等の区域内の土地の先行取得に必要な資金について、国からの借入れを行うほか、土地区画整理事業等に関して国から資金を借入れ、土地区画整理組合等に対し、事業に要する経費を無利子で貸し付ける。 | 都市整備局 | 25回 | 都 | 都区 | 是非 |

(注) 「結果」欄の「是非」は「都区の役割の見直しの是非を引き続き検討」と方向性を整理したもの

| 事務名 | | | 事業概要 | 所管局 | 幹事会 | 評価 | | |
|-----|---|-----|--|-------|-----|----|----|----|
| | | | | | | 都 | 区 | 結果 |
| C | - | 12 | 都市防災施設整備に関する事務(避難場所・避難道路の見直し、防災密集地域総合整備、住宅市街地総合整備など) (東京都震災対策条例等) | 都市整備局 | | | | |
| | 1 | (1) | 避難場所・避難道路の指定に関する事務 | | 25回 | 都 | 都 | 都 |
| | 2 | (1) | 地域危険度測定調査に関する事務 | | 28回 | 都 | 都 | 都 |
| | 3 | (1) | 防災都市づくり推進計画の策定などに関する事務 | | 28回 | 都 | 都区 | 是非 |
| | 4 | (1) | 木造住宅密集地域の整備促進に関する事務 | | 25回 | 都 | 都区 | 是非 |
| | 5 | (1) | 住宅市街地総合整備事業などに関する事務 | | 25回 | 都 | 都区 | 是非 |
| C | - | 13 | 土地区画整理事業の助成に関する事務 (東京都土地区画整理事業助成規程等) | 都市整備局 | 25回 | 都 | 都区 | 是非 |
| C | - | 14 | 街路の整備に関する事務 (都市計画法等) | 都市整備局 | 28回 | 都 | 都区 | 是非 |
| C | - | 15 | 都市改造に関する事務 (土地区画整理法等) | 都市整備局 | 25回 | | | |
| | 1 | (1) | 土地区画整理事業の施行に関する事務 | | | 都 | 都区 | 是非 |
| | 2 | (1) | 市街地再開発事業の施行に関する事務 | | | 都 | 都区 | 是非 |
| | 3 | (1) | 沿道一体整備事業の施行に関する事務 | | | 都 | 都区 | 是非 |
| C | - | 16 | しゃれた街並みづくりの推進に関する事務 (東京のしゃれた街並みづくり推進条例等) | 都市整備局 | 25回 | 都 | 区 | 是非 |
| C | - | 17 | 建築物の耐震改修の促進などに関する事務 (建築物の耐震改修の促進に関する法律等) | 都市整備局 | 25回 | 都 | 都区 | 是非 |
| C | - | 18 | 民間住宅施策の推進に関する事務 (特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律等) | 都市整備局 | 25回 | 都 | 都区 | 是非 |
| C | - | 19 | 都営住宅の供給に関する事務 (公営住宅法等) | 都市整備局 | 25回 | 都 | 都区 | 是非 |

(注) 「結果」欄の「是非」は「都区の役割の見直しの是非を引き続き検討」と方向性を整理したもの

| 事務名 | | 事業概要 | 所管局 | 幹事会 | 評価 | | | |
|--------------------|------|---|---|-----|-----|----|----|----|
| | | | | | 都 | 区 | 結果 | |
| C | - 20 | 公園・動物園・霊園の整備・管理に関する事務 (都市公園法・墓地、埋葬等に関する法律等) | 建設局 | 25回 | | | | |
| | 1 | (1) 都立公園の整備・管理に関する事務 | 都市公園法に基づき、都立公園(47公園(平成21年6月1日現在)うち有料公園8庭園)の整備・管理を行う。 | | 都 | 都区 | 是非 | |
| | 2 | (1) 動物園の整備・管理に関する事務 | 都市公園法に基づき、都立公園内に設置する公園施設として、動物園(動物園及び水族園)の整備・管理を行う。 | | 都 | 都 | 都 | |
| | 3 | (1) 霊園の整備・管理に関する事務 | 都立霊園(都内8箇所(うち区部4箇所))の整備・管理を行う。 | | 都 | 都 | 都 | |
| | 4 | (1) 青山葬儀所の整備・管理に関する事務 | 青山葬儀所(斎場)の整備・管理運営を行う。 | | 都 | 都 | 都 | |
| | 5 | (1) 瑞江葬儀所の整備・管理に関する事務 | 瑞江葬儀所(斎場)の整備・管理運営を行う。 | | 区 | 都 | 是非 | |
| C | - 21 | 東京港の整備・管理に関する事務 (港湾法等) | 港湾局 | 25回 | | | | |
| | 1 | (1) 港湾施設の整備・管理などに関する事務 | 港湾施設、海岸保全施設の整備・管理を行う。 | | 都 | 都 | 都 | |
| | 2 | (1) 海上公園の整備・管理に関する事務 | 臨海地域及び水域において海上公園の整備・管理を行う。 | | 都 | 都区 | 是非 | |
| 【環境・廃棄物分野】D | | | | | | | | |
| D | - 1 | 環境に係る調査研究に関する事務 (東京都環境科学研究所における研究等実施要綱等) | 東京都環境科学研究所(財団法人東京都環境整備公社)において、環境に係る調査研究を行う。 | 環境局 | 28回 | 都 | 都 | 都 |
| D | - 2 | 地球温暖化・ヒートアイランド対策に関する事務(カーボンマイナス東京10年プロジェクトなど) (都民の健康と安全を確保する環境に関する条例等) | 気候変動の危機を回避するために、低炭素型社会への早期の移行を実現させていくための地球温暖化・ヒートアイランド対策に関する積極的な施策を行う。 | 環境局 | 26回 | 都 | 都区 | 是非 |
| D | - 3 | 環境改善に関する事務(事業者の環境保全活動への支援、騒音振動対策など) (環境基本法等) | | 環境局 | 26回 | | | |
| | 1 | (1) 事業者の環境保全活動への支援に関する事務 | 光化学スモッグを起す原因物質であり、また、人体への有害性物質を含む揮発性有機化合物(VOC)に対する中小企業の排出削減に向けた取組への支援を行う。 | | 都 | 都区 | 是非 | |
| | 2 | (1) 騒音振動防止対策に関する事務 | 騒音・振動の課題解決のため、航空機や鉄道の騒音発生源ごとに測定等を行い、騒音・振動の低減化要請等を関係機関に行うなど、騒音振動対策を総合的に行う。 | | 都 | 都区 | 是非 | |
| D | - 4 | 自動車公害対策に関する事務(ディーゼル車対策融資あっせん、燃料対策、道路沿道環境対策など) (都民の健康と安全を確保する環境に関する条例等) | | 環境局 | 26回 | | | |
| | 1 | (1) 自動車交通量対策に関する事務 | 自動車利用の抑制等の推進を図る。 | | 都 | 都 | 都 | |

(注) 「結果」欄の「是非」は「都区の役割の見直しの是非を引き続き検討」と方向性を整理したもの

| 事務名 | | | 事業概要 | 所管局 | 幹事会 | 評価 | | | |
|-------------------|-----|---------------------------------|---|---|-------|--------------------------|-----------------|----|----|
| | | | | | | 都 | 区 | 結果 | |
| 2 | (1) | 自動車公害発生源対策に関する事務 (ディーゼル車対策等) | ディーゼル車対策等の推進を図る。 | | | 都 | 都区 | 是非 | |
| | 3 | (1) | 道路沿道環境対策に関する事務(局地汚染対策) | | | 局地的高濃度汚染の改善に向けた調査・検討を行う。 | 都 | 都 | 都 |
| D | - | 5 | 水環境の保全に関する事務 (環境基本法等) | 水環境の改善に向けた取組として、清流復活事業、多摩川水量確保対策事業を行う。 | 環境局 | 28回 | 都 | 区 | 是非 |
| D | - | 6 | 緑地保全策の推進に関する事務 (東京における自然の保護と回復に関する条例等) | 自然保護条例に基づく緑地保全地域の指定、緑化計画書の届出受理、開発許可等を行う。 | 環境局 | 26回 | 都 | 都区 | 是非 |
| D | - | 7 | 生物多様性の確保に関する事務(カラス対策など) (東京都における自然の保護と回復に関する条例等) | 生態系のバランスを維持する上で極めて重要である生物多様性の確保を図るため、野生動植物の保護や鳥獣保護等を行う。 | 環境局 | 26回 | 都 | 都区 | 是非 |
| D | - | 8 | 廃棄物対策に関する事務(埋立処分場の建設整備など) (廃棄物の処理及び清掃に関する法律等) | 埋立処分場の管理運営・整備などを行う。 | 環境局 | 26回 | 都 | 都 | 都 |
| 【福祉・保健分野】E | | | | | | | | | |
| E | - | 1 | 新しい福祉の基盤づくりに関する事務 (地域福祉推進区市町村包括補助事業実施要綱等) | | 福祉保健局 | 26回 | | | |
| | 1 | (1) | 新しい福祉の基盤づくりに関する事務 | 誰もが地域の中で、質の高い福祉サービスを安心して、自ら選択・利用できるようにするため、サービスの質・量を確保するとともに、新しい福祉の構築を推進する。 | | | 都 | 都区 | 是非 |
| | 2 | (1) | 福祉サービスの利用支援・相談の仕組みづくりなどに関する事務 | 福祉サービスの利用援助、成年後見制度の利用相談、苦情対応、権利擁護相談など、福祉サービスの利用者が地域において自立した生活を送れるよう支援する。 | | | 都 | 都 | 都 |
| E | - | 2 | 民間施設サービス推進費補助、独立行政法人福祉医療機構借入金利子補助に関する事務 (東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金交付要綱等) | 民間社会福祉施設サービス推進費補助、独立行政法人福祉医療機構借入金利子補助等を行う。 | 福祉保健局 | 28回 | 対象外 (E-1で検討) | | |
| E | - | 3 | 東京都社会福祉事業団に対する補助に関する事務 (社会福祉法人東京都社会福祉事業団運営費補助金要綱等) | 社会福祉事業等を行う社会福祉法人東京都社会福祉事業団に対する補助を行う。 | 福祉保健局 | 28回 | 都 | 都 | 都 |
| E | - | 4 | 医学系総合研究所(東京都医学研究機構)の助成等に関する事務 (医学系総合研究所の助成等に関する条例等) | 医学系総合研究所の運営を行う財団法人東京都医学研究機構に対する助成等を行う。 | 福祉保健局 | 28回 | 都 | 都 | 都 |
| E | - | 5 | 福祉サービス第三者評価システムに関する事務 (社会福祉法等) | 東京都福祉サービス評価推進機構を通じて多様な評価機関の認証、評価者の育成、共通評価項目の見直し・改定、評価手法改善のための試行調査等を行う。 | 福祉保健局 | 26回 | 都 | 都 | 都 |
| E | - | 6 | 救急医療の充実に関する事務 (医療保健政策区市町村包括補助事業実施要綱等) | 救急医療事業、小児救急医療対策、周産期医療体制の充実、災害時医療体制の整備を行う。 | 福祉保健局 | 28回 | 都 | 都区 | 是非 |
| E | - | 7 | 歯科保健対策の推進に関する事務(心身障害者口腔保健センターの運営など) (心身障害児施設歯科診療事業運営費補助金交付要綱等) | 歯科保健対策の普及啓発、心身障害児施設歯科診療事業運営費補助、心身障害者口腔保健センターの運営を行う。 | 福祉保健局 | 28回 | 都 | 都 | 都 |

(注) 「結果」欄の「是非」は「都区の役割の見直しの是非を引き続き検討」と方向性を整理したもの

| 事務名 | | 事業概要 | 所管局 | 幹事会 | 評価 | | | |
|-----|------|--|--|-------|-----|---|----|----|
| | | | | | 都 | 区 | 結果 | |
| E | - 8 | 地域医療対策に関する事務 (医療法等) | 地域における医療サービスの提供体制の確保を行う。 | 福祉保健局 | 26回 | 都 | 都区 | 是非 |
| E | - 9 | 医療人材対策に関する事務(看護専門学校の管理運営、開業医小児医療研修など) (看護師等の人材確保の促進に関する法律等) | | 福祉保健局 | 26回 | | | |
| | 1 | (1) 医療人材の確保に関する事務 | 医師の勤務環境の改善や医療人材(専門医、看護職員、医療技術者等)の養成・確保を行う。 | | | 都 | 都 | 都 |
| | 2 | (1) 都立看護専門学校の運営に関する事務 | 都内の医療機関等に従事する看護師を養成するために、看護専門学校の運営を行う。 | | | 都 | 都 | 都 |
| E | - 10 | 老人保健に関する事務 (健康増進法等) | 区市町村が実施する保健事業に係る費用の一部を補助する。 | 福祉保健局 | 28回 | 都 | 都 | 都 |
| E | - 11 | 血液の確保に関する事務 (安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律等) | 医療にとって必要不可欠な安全な血液製剤を安定的に確保するため、普及啓発等を行う。 | 福祉保健局 | 26回 | 都 | 都 | 都 |
| E | - 12 | 医療費助成に関する事務 (心身障害者の医療費の助成に関する条例等) | 心身障害者等の保健の向上等を図るため、医療費の一部を助成する。 | 福祉保健局 | 26回 | 都 | 区 | 是非 |
| E | - 13 | 健康づくりの推進に関する事務 (健康増進法等) | 都民の健康づくりの推進に関する事務を行う。 | 福祉保健局 | 26回 | 都 | 都 | 都 |
| E | - 14 | 低所得者等への援護に関する事務 (生活安定応援事業実施要綱等) | | 福祉保健局 | | | | |
| | 1 | (1) 低所得者等への援護に関する事務(低所得者対策) | 低所得者の安定した生活の確保を図るため、生活福祉資金の貸付、多重債務者生活再生事業等を行う。 | | 28回 | 都 | 都 | 都 |
| | 2 | (1) 低所得者等への援護に関する事務(生活保護) | 生活保護法による被保護者に対して、本人及び世帯の自立の助長を図ることを目的に、被保護者の就労や社会参加を支援する区に対してその経費を全額補助する。 | | 27回 | 都 | 区 | 是非 |
| | 3 | (1) 低所得者等への援護に関する事務(路上生活者対策) | 路上生活者の自立支援を図るため、緊急一時保護センター事業、巡回相談事業、更生施設利用者等自立生活援助事業等を行う。 | | 28回 | 都 | 都 | 都 |
| E | - 15 | 福祉のまちづくりの推進に関する事務 (東京都福祉のまちづくり条例等) | 高齢者や障害者を含むすべての人が、安全、安心かつ快適に暮らし、訪れることができる社会の実現を図るため、ユニバーサルデザインの理念に基づき、建築物や公共交通施設等の都市施設を円滑に利用できるようバリアフリーの基盤整備など、福祉のまちづくりを推進する。 | 福祉保健局 | 27回 | 都 | 都区 | 是非 |
| E | - 16 | 国民健康保険組合・国民健康保険団体連合会に対する補助に関する事務 (国民健康保険法等) | 国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会に対し、国民健康保険事業に要する費用の補助を行う。 | 福祉保健局 | 28回 | 都 | 都 | 都 |
| E | - 17 | 地域福祉推進事業補助に関する事務 (地域福祉振興事業補助要綱等) | 区市町村が実施する福祉サービス等の事業に対し、補助を行う。 | 福祉保健局 | 28回 | 都 | 区 | 是非 |
| E | - 18 | 難病対策に関する事務 (難病対策要綱等) | 難病患者や家族の負担軽減を図るため、医療費の助成(審査、認定を含む。)を行う。 | 福祉保健局 | 28回 | 都 | 都 | 都 |
| E | - 19 | 山谷対策に関する事務 (東京都山谷対策本部設置要綱等) | 2区に跨る山谷地域における簡易宿所の居住者等に対して、雇用の安定、社会福祉及び保健衛生の向上などを図るため、東京都山谷対策本部に基づき、総合的な山谷対策事業を推進する。 | 福祉保健局 | 27回 | 都 | 都 | 都 |

(注) 「結果」欄の「是非」は「都区の役割の見直しの是非を引き続き検討」と方向性を整理したもの

| 事務名 | | 事業概要 | 所管局 | 幹事会 | 評価 | | |
|--------|--|--|-------|-----|----|----|----|
| | | | | | 都 | 区 | 結果 |
| E - 20 | 地域における高齢者の日常生活の支援などに関する事務 (高齢社会対策区市町村包括補助事業実施要綱等) | 地域における高齢者の日常生活を支援する。 | 福祉保健局 | 27回 | 都 | 都区 | 是非 |
| E - 21 | 高齢者の生きがいと社会参加の促進に関する事務 (老人クラブ活動等事業実施要綱等) | 老人クラブへの助成、シルバーバスの交付等を行う。 | 福祉保健局 | 28回 | 都 | 都 | 都 |
| E - 22 | 老人福祉施設等の整備・管理運営に関する事務 (老人福祉法等) | | 福祉保健局 | | | | |
| 1 | (1) 都立高齢者施設の運営に関する事務 | 養護老人ホーム、ナーシングホームの運営を行う。 | | 28回 | 都 | 都 | 都 |
| 2 | (1) 老人福祉施設等の整備に関する事務 | 老人福祉施設等の整備を促進するため、施設整備費等に要する経費の一部を補助する。 | | 27回 | 都 | 都区 | 是非 |
| E - 23 | 東京都健康長寿医療センターの運営に関する事務 (地方独立行政法人法等) | 地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターに対する補助等を行う。 | 福祉保健局 | 28回 | 都 | 都 | 都 |
| E - 24 | 認知高齢者の支援などに関する事務 (認知症高齢者グループホーム緊急整備支援事業実施要綱等) | 認知症対策推進事業、若年性認知症支援モデル事業、高齢者権利擁護推進事業等を行う。 | 福祉保健局 | 28回 | 都 | 都区 | 是非 |
| E - 25 | 財東京都福祉保健財団の助成に関する事務 (福祉保健財団運営費補助金交付要綱等) | 財団法人東京都福祉保健財団に対する補助、職員の派遣等を行う。 | 福祉保健局 | 28回 | 都 | 都 | 都 |
| E - 26 | 児童健全育成に関する事務 (東京都児童会館条例等) | 東京都児童会館の運営、地区児童館に対する補助を行う。 | 福祉保健局 | 28回 | 都 | 都 | 都 |
| E - 27 | 保育所等に関する事務 (東京都保育対策等促進事業実施要綱等) | 次代を担う子供が健やかに生まれ、育まれる社会の形成を目指して、様々な子育て支援策を推進する。 | 福祉保健局 | 27回 | 都 | 都区 | 是非 |
| E - 28 | 子育て支援に関する事務 (子供家庭支援センター事業実施要綱等) | 子育て支援に関する事務を行う。 | 福祉保健局 | 27回 | 都 | 都区 | 是非 |
| E - 29 | ひとり親家庭福祉に関する事務 (ひとり親家庭生活支援事業実施要綱等) | ひとり親家庭等電話相談事業、ひとり親家庭自立促進事業、母子家庭及び寡婦自立促進講習会の開催等を行う。 | 福祉保健局 | 28回 | 都 | 都 | 都 |
| E - 30 | 障害者(児)施設の整備・管理運営に関する事務 (障害者自立支援法等) | 障害者支援施設の設置・運営を行う。 | 福祉保健局 | 28回 | 都 | 都 | 都 |
| E - 31 | 地域での居住の安定の確保に関する事務 (施設整備費補助要綱等) | 地域生活支援型入所施設の整備費の補助、精神障害者退院促進支援事業等を行う。 | 福祉保健局 | 28回 | 都 | 都 | 都 |
| E - 32 | 障害者の地域生活支援サービスの充実に関する事務 (地域生活支援事業実施要綱等) | | 福祉保健局 | 28回 | | | |
| 1 | (1) 障害者の相談支援体制の整備に関する事務 | 区市町村が行う高次脳機能障害者支援促進事業に対し、補助を行う。 | | | 都 | 都 | 都 |
| 2 | (1) 障害者の地域生活を支えるサービス基盤の整備に関する事務 | 中途失聴・難聴者コミュニケーション事業、障害者IT支援総合基盤整備事業、手話通訳者養成事業等を行う。 | | | 都 | 都 | 都 |
| E - 33 | 障害者の経済的基盤の整備に関する事務 (東京都重度心身障害者手当条例等) | 障害者の経済的自立を図るため、重度心身障害者に対する手当を支給する。 | 福祉保健局 | 27回 | 都 | 区 | 是非 |

(注) 「結果」欄の「是非」は「都区の役割の見直しの是非を引き続き検討」と方向性を整理したもの

| 事務名 | 事業概要 | 所管局 | 幹事会 | 評価 | | |
|--------|--|-------|-----|------------------|----|----|
| | | | | 都 | 区 | 結果 |
| E - 34 | 障害者施策推進区市町村包括補助事業に関する事務 (障害者施策推進区市町村包括補助事業実施要綱等) | 福祉保健局 | 27回 | 都 | 区 | 是非 |
| E - 35 | 障害者の文化活動の促進に関する事務 (東京都障害者福祉会館条例等) | 福祉保健局 | 28回 | 都 | 都 | 都 |
| E - 36 | 障害者のスポーツ・レクリエーション活動の振興に関する事務 (東京都障害者スポーツセンター条例等) | 福祉保健局 | 28回 | 都 | 都 | 都 |
| E - 37 | 障害者の就労の促進に関する事務 (東京都障害者就労支援協議会設置要綱等) | 福祉保健局 | 28回 | 都 | 都 | 都 |
| E - 38 | 重症心身障害児(者)の保健医療に関する事務 (東京都在宅重症心身障害児(者)に対する訪問事業の実施に関する規則等) | 福祉保健局 | 27回 | 都 | 都 | 都 |
| E - 39 | 精神障害者の医療対策に関する事務 (障害者自立支援法等) | 福祉保健局 | 27回 | 都 | 都区 | 是非 |
| E - 40 | 精神障害者の地域生活支援に関する事務 (精神保健及び精神障害者福祉に関する法律) | 福祉保健局 | 28回 | 対象外 (④-15で検討) | | |
| E - 41 | 健康安全に関する事務 (大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例等) | 福祉保健局 | 27回 | 都 | 都 | 都 |

【産業・労働分野】F

| | | | | | | |
|-------|----------------------------|---|-----|---|----|----|
| F - I | 中小企業対策に関する事務 (信用保証協会法等) | 産業労働局 | 28回 | | | |
| 1 (1) | 創業・起業支援、経営支援など | 東京の産業活力を向上させるため、中小企業に対する創業・起業支援、経営支援、技術支援等を行う。 | | 都 | 都区 | 是非 |
| 2 (1) | 金融支援 | 中小企業の資金調達の円滑化を図るため、制度融資などを行う。 | | 都 | 都 | 都 |
| 3 (1) | その他の中小企業支援 | 産業交流展の開催、東京都ベンチャー技術大賞の表彰、中小企業情報ネットワーク整備、中小企業向け債券市場の仕組みづくり等を行う。 | | 都 | 都 | 都 |
| 4 (1) | 商店街振興に関する事務 | 区市町村や商店街の多種多様な取組を支援することにより、地域経済や雇用を支える商店街の活性化を図る。 | | 都 | 都区 | 是非 |
| 5 (1) | 創業支援センターの運営 | 都が保有する空き庁舎を活用し、創業者やベンチャー企業に対し、インキュバータオフィスとして提供する。 | | 都 | 都 | 都 |
| 6 (1) | 地域中小企業振興センター | 地域における中小企業振興の拠点として、都内3箇所を設置している地域中小企業振興センターの運営を行う。 | | 都 | 都 | 都 |
| 7 (1) | 国際展示場、東京国際フォーラムなどの運営 | 都内の中小企業が見本市、会議等に活用できる施設の管理運営を行う株式会社東京国際フォーラム及び株式会社ビッグサイトへの出資等を行う。 | | 都 | 都 | 都 |
| 8 (1) | 試験研究機関 | 中小企業の抱える技術的課題を支援するため、試験研究機関を運営する地方独立行政法人東京都産業技術研究センターの支援を行う。 | | 都 | 都 | 都 |

(注) 「結果」欄の「是非」は「都区の役割の見直しの是非を引き続き検討」と方向性を整理したもの

| 事務名 | | | 事業概要 | 所管局 | 幹事会 | 評価 | | |
|----------------|---|-----|---|-------|-----|----|----|----|
| | | | | | | 都 | 区 | 結果 |
| F | - | 2 | 観光振興に関する事務 (コンベンション開催資金助成事業実施要綱等) | 産業労働局 | 28回 | | | |
| | 1 | (1) | 観光プロモーション | | | 都 | 都 | 都 |
| | 2 | (1) | 観光まちづくり | | | 都 | 都 | 都 |
| | 3 | (1) | 国際ユースホステル | | | 都 | 都 | 都 |
| | 4 | (1) | 都市観光支援事業 | | | 都 | 都 | 都 |
| F | - | 3 | 農業の振興に関する事務 (魅力ある都市農業育成対策事業実施要綱等) | 産業労働局 | 28回 | 都 | 区 | 是非 |
| F | - | 4 | (財)しごと財団に対する助成、しごとセンターの運営に関する事務 (東京都しごとセンター条例等) | 産業労働局 | 28回 | 都 | 都 | 都 |
| F | - | 5 | 若年労働者・高齢者の就業対策に関する事務 (シルバー人材センター補助など) (雇用対策法等) | 産業労働局 | 28回 | 都 | 都区 | 是非 |
| F | - | 6 | 技能振興に関する事務(東京都職業能力開発協会の助成など) (技能向上対策費補助金交付要綱等) | 産業労働局 | 28回 | 都 | 都 | 都 |
| F | - | 7 | 労働知識の普及・啓発に関する事務(労働教育、資料・情報の提供など) (東京都労働相談情報センター設置条例等) | 産業労働局 | 28回 | 都 | 都 | 都 |
| F | - | 8 | 勤労者福祉対策に関する事務 (勤労者福祉支援事業補助金交付要綱等) | 産業労働局 | 28回 | | | |
| | 1 | (1) | 勤労者福祉支援事業など | | | 都 | 都 | 都 |
| | 2 | (1) | 中小企業従業員融資、家内労働対策 | | | 都 | 都 | 都 |
| 【教育分野】G | | | | | | | | |
| G | - | 1 | 中高一貫教育校に関する事務 (東京都立学校設置条例等) | 教育庁 | 28回 | 都 | 都 | 都 |
| G | - | 2 | 社会教育に関する事務 (東京都社会教育指導員設置等に関する規則等) | 教育庁 | 28回 | | | |
| | 1 | (1) | 埋蔵文化財調査センター | | | 都 | 都 | 都 |

(注) 「結果」欄の「是非」は「都区の役割の見直しの是非を引き続き検討」と方向性を整理したもの

| 事務名 | | | 事業概要 | 所管局 | 幹事会 | 評価 | | |
|-----|---|---|--|-----|-----|-----------------|----|----|
| | | | | | | 都 | 区 | 結果 |
| | 2 | (1) 社会教育施設管理 | 都立図書館、ユースプラザの管理運営を行う。 | | | 都 | 都 | 都 |
| | 3 | (1) 社会教育推進事業 | 地域教育推進ネットワーク東京都協議会の運営、放課後子供教室推進事業費等補助等を行う。 | | | 都 | 都 | 都 |
| | 4 | (1) 文化財保護事業 | 東京文化財ウィークの実施、文化財の保存助成等を行う。 | | | 都 | 都 | 都 |
| G | - | 3 学校保健給食に関する事務 (学校給食法等) | 学校保健や学校給食に関して、区市町村に対する指導、助言等を行う。 | 教育庁 | 28回 | 都 | 都 | 都 |
| G | - | 4 高等学校の整備・運営などに関する事務 (地方教育行政の組織及び運営に関する法律等) | 高等学校の設置、運営、施設の管理保全等に関する事務を行う。 | 教育庁 | 28回 | 都 | 都 | 都 |
| G | - | 5 学校教育指導に関する事務(スクールカウンセラーの配置、語学教育の充実など) (東京教師養成塾事業実施要綱等) | | 教育庁 | 28回 | | | |
| | 1 | (1) 学校教育に関する事務 | 学校教育の充実に向けた様々な事業を行う。 | | | 都 | 都区 | 是非 |
| | 2 | (1) 人材育成に関する事務 | 将来を担う若者や質の高い教員の養成を図る事業を行う。 | | | 都 | 都区 | 是非 |
| G | - | 6 高等専門学校の運営などに関する事務 (学校教育法等) | 都立産業技術高等専門学校を設置・運営する公立大学法人首都大学東京の支援を行う。 | 総務局 | 28回 | 対象外 (A-8で検討) | | |

(注) 「結果」欄の「是非」は「都区の役割の見直しの是非を引き続き検討」と方向性を整理したもの